### 化学物質等安全データシート

## すべての化学物質に表示が必要

## 労働者の「知る権利」の確立を

## 熊谷信二

(大阪府立公衆衛生研究所)

#### はじめに

今年7月1日付けで労働省は「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(労働省告示第60号→7頁に全文)」を制定した。現在、化学物質は約200万種類あると言われており、実際に職場で使用されているものだけでも48,000種類に及んでいる。労働者が化学物質を職場で取り扱う場合、もっとも重要なことは、その物質が何であり、どのような毒性を持っているかを知っておくことである。これまでにも有害化学物質を取り扱っているにもかかわらず、その毒性を知らされていなかったために、取り扱い後、気分が悪くなっててもその原因が化学物質であることに気づくのが遅れ、重症に陥った事例などが数多く報告されている。

現在、化学物質の表示に関しては、労働安全衛生法第57条で定められているが、その適用対象はわずかに91物質にすぎない。しかし、これら以外にも有害な化学物質は多数あり、これまで労働災害の原因となったものとして、例えば、アニリン、オルトトルイジン、酸化エチレン、臭素、水酸化ナトリウム、リン化水素、ヒドラジン、パラニトロ

アニリン、モノシランなどがあげられている。 また、人体に対する有害性だけでなく、爆発性 の化学物質や高圧ガスによる人命事故も報告さ れている。

したがって、これまでの労働安全衛生法の規 定だけでは不十分であることは再三指摘されて いた。

### 告示の内容

今回の告示は、すべての化学物質を対象とした点において画期的なものと言える。告示では、まず化学物質を危険有害化学物質とそれ以外の化学物質に分類し、それぞれ別々に表示内容を定めている。

危険有害化学物質については、①譲渡提供者 は、相手に表1に示した内容の化学物質等安全

#### 化学物質等による労働災害の発生状況

#### 1 死亡災害

年度

61

62

63

元

2

### 2 休業4日以上の労働災害

٠	上八口		- 11	N.H.N.T.	773 (31)7 (11
	爆発、火 災による 労働災害	有害物質と の接触によ る労働災害	年度	爆発、火 災による 労働災害	有害物質と の接触によ る労働災害
	35	42	61	643	584
	41	43	62	681	661
	48	32	63	619	593
	47	30	元	493	582
	59	36	2	522	521
	59	36	2	522	521

### 特集/職場の化学物質対策

#### 表1 安全データシートの内容

- ① 名称
- ② 成分及びその含有量
- ③ 物理化学的性質
- ④ 危険有害性の種類
- ⑤ 危険有害性の内容及び程度
- ⑥ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑦ 事故時等における応急措置
- ® 当該化学物質等安全データシートを を作成した者の氏名(法人にあっては、 その名称)及び住所
- ⑨ 前各号に定めるもののほか労働省労働基準局長が定める事項(化学式又は構造式など→通達参照)

データシートを交付する。また、譲渡提供者は 危険有害化学物質を入れる容器等にその成分や 含有量を表示する(表2)。②事業者が労働者に 危険有害化学物質を取り扱わせる場合は、化学 物質等安全データシートを作成し(①の規定に より、交付されていればそれでよい)、それを作 業場の見やすい場所に掲示し、労働者が利用で きるようにする。さらに、貯蔵場所、取扱場所 に同様の掲示を行なう。事業者は、化学物質等 安全データシートを労働災害防止教育等に活用 し、また、化学物質の危険有害性や適切な取り 扱いに関して安全衛生委員会に審議させる。

危険有害化学物質以外の化学物質については、①譲渡提供者は、容器や包装に化学物質の 名称を表示する。②事業者が労働者に化学物質 を取り扱わせるときは、名称を容器に表示し、 貯蔵場所、取扱場所にも掲示する。

### 労働者の「知る権利」を明確に

1990年、ILO総会において「職場における 化学物質の使用の安全に関する条約(第170号条

#### 表2 譲渡提供者による表示

- ① 名称
- ② 成分及びその含有量
- ③ 危険有害性の種類
- ④ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑤ 当該化学物質等安全データシートを 作成した者の氏名(法人にあっては、 その名称)及び住所
- ⑥ 前各号に定めるもののほか労働省労働基準局長が定める事項(化学式又は構造式など→通達参照)

## 約)」が採択されてい

## る。また、欧米では、

### 化学物質等 安全データ

# シート等の制度が定着

# しつつある。労働省

#### は、今回の 告示がこの

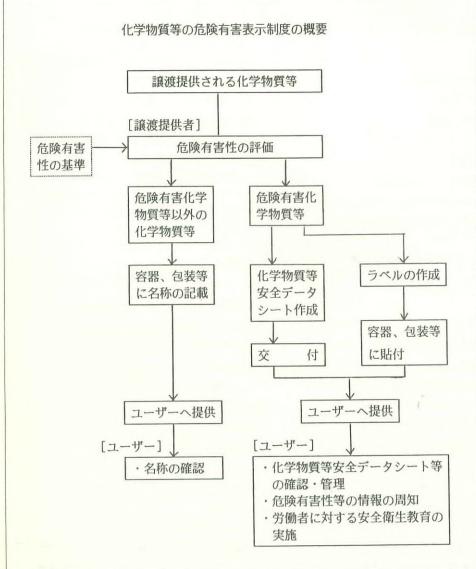
### ような流れ

#### 表3 危険有害性の種類

- ① 爆発性
- ② 高圧ガス
- ③ 引火性
- ④ 可燃性
- ⑤ 自然発火性
- ⑥ 禁水性
- ⑦ 酸化性⑧ 急性毒性
- ⑨ 腐食・刺激性
- (II) 特定有害性

にそって制定されたものであると説明している。確かに、労働安全衛生法第57条と比較すると、対象物質の大幅な拡大という点で評価できるが、本来、これは告示というよりも、労働安全衛生法の改訂により対応すべきものと思われる。

また、ILO条約では、第6部に「労働者及びその代表者の権利」という項があり、「化学物質の名称、毒性、予防措置、教育訓練などのあらゆる情報を労働者は知る権利をもっている」として、労働者の「知る権利」を明確に定めている。告示では、事業主の義務として、労働者の



質等の危険 有害性等の 表示に関す る指針につ いて(平成4 年7月1日基 発第394号 →10頁に全 文、実際に 発出された のは9月に 入ってから である)」に は、化学物 質等安全デ ータシート の内容に関 する例外措 置が定めら れている。 すなわち、 当該化学物 質の成分及 びその含有 量が企業秘 密であると いう合理的 な理由(た とえば特許

見やすい場所に化学物質等安全データシートを 掲示し、「労働者の利用に供する」ことが定めら れているが、労働者の権利としては定めていな い。この点で、この告示は I L O 条約の趣旨を 十分には取り入れていない。

### 企業秘密が壁に

この告示の解説として出された通達「化学物

申請中)があれば、成分と含有量については化学 物質等安全データシートに記入しなくてもよい としている点である。

これまでも、取り扱っているものの成分を知るために製造会社に問い合わせをして、「企業秘密なので成分は言えないが、安全なので安心して使ってください」と言われて、それ以上のことはわからなかったことがあるが、今回の告示がせっかく制定されても、企業秘密の壁を認め

ているかぎり、労働者は取り扱っているものが 何であるかを知ることができないという事態に なる可能性があろう。

ILO条約でも企業秘密の項目があるが、ILO勧告の中の「労働者の安全及び健康に関連した必要性を持った人々に限り企業秘密を公開すること」「関連する企業秘密は緊急の場合には直ちに公開されることを保証すること」という規定により、ある程度枠がはめられている。今回の通達では、「…労働基準局長、労働基準監督署長の要請により速やかに提示することが可能であること」という規定があるが、少なくともILO勧告のように一定の人々に公開することを義務付けるべきであろう。

#### 慢性毒性の項目がない

危険有害性の性質としては、表3に示す10種類が上げられている。しかし、慢性毒性の項目がない。例えば、化学物質の長期間の吸入の結果として起きる肝臓や腎臓への影響、あるいは造血器への影響などである。以前のように化学物質への高濃度暴露の機会が減り(小規模零細企業では今だに存在しているが)、低濃度で長期間暴露されることが増えていることを考えると、急性毒性とともに慢性毒性に関する情報を知っておくことが極めて重要であり、今回の告示になぜ慢性毒性の項目を設けなかったのか疑問である。

### 記載内容をわかりやすく

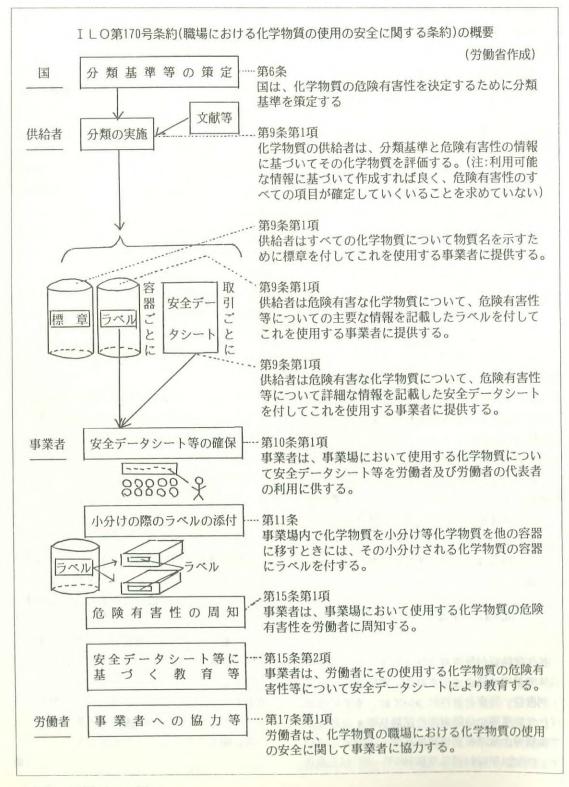
各化学物質が危険有害性を有するか、否かの 具体的基準は通達で示される。急性毒性、腐食・刺激性、特定有害性については、すでに通達 『化学物質等の危険有害性試験基準』及び『化 学物質等の危険有害性評価基準』の制定につい て」(平成4年7月1日基発第395号→略)が公表さ れ、各性質についてラットやマウスを用いた動物実験の方法が具体的に示されている。また、 実験結果の評価も定められている。

この評価を化学物質等安全データシートに記載することになると思われるが、労働者が理解しやすく、また、本当に役に立つものでなければならない。例えば、中毒の初期で気がつくためには、その時点での症状をわかりやすく示すことなどが必要である。また、基発第394号通達では、化学物質等安全データシートの記載内容のうち「物理化学的性質」と「危険有害性の内容及び程度」については、作成者が知り得る情報を記載すればよいとしており、このような消極的な表現では事故防止のため、あるいは労働者が理解するのに十分な内容となりうるか疑問のあるところであろう。

### 告示の積極的な活用を

いずれにしても、この告示を有効なものにするためには、実際に有害物を取り扱う労働者や 労働組合がこれらの規定を積極的に活用することが必要である。データシートに企業秘密という記載があれば、まず本当かを確認する。そして、何か問題が発生した場合には企業秘密を盾にさせない。記載内容がわかりにくい場合には、労働者によくわかるように変更させる。これらの活動を通じて情報の公開を推し進め、職場の安全衛生に役立てていくことが重要である。

また、今回の告示は化学物質の表示に関する部分だけであるが、ILO化学条約では、その他に、有害化学物質の暴露濃度の測定結果を労働者が閲覧する権利、また、緊急時に労働者が避難する権利を規定している。これらの権利は、労働者が安全に、そして、健康に働くために不可欠のものであり、わが国でも労働安全衛生法の中に明文化させることが必要である。



### 化学物質等安全データシート告示・通達

## 告示

平成4年7月1日 労働省告示第60号

> 化学物質等の危険有害性等 の表示に関する指針

#### (目的)

第1条 この指針は、化学物質等(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。) 第2条第3号の2に規定する化学物質及び化学物質の混合物をいう。以下同じ。)の危険又は有害な性質等についての表示に関し必要な事項を定めることにより、化学物質等の危険又は有害な性質等について事業者、労働者その他関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

## (譲渡提供者による化学物質等安全データシートの交付等)

第2条 化学物質等で危険又は有害なものとして別表に掲げる性質(以下「危険有害性」という。)を有するもの(以下「危険有害化学物質等」という。)を譲渡し、又は提供する者は、譲渡し、又は提供する相手方に、当該危険有害化学物質等に係る次の事項を記載した文書(以下「化学物質等安全データシート」という。)を交付するものとする。ただし、危険有

害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、 譲渡し、又は提供する場合であって、当該容 器又は包装が主として一般消費者の生活の用 に供するためのものであるときについては、 この限りでない。

- 1 名称
- 2 成分及びその含有量
- 3 物理化学的性質
- 4 危険有害性の種類
- 5 危険有害性の内容及び程度
- 6 貯蔵又は取扱い上の注意
- 7 事故時等における応急措置
- 8 当該化学物質等安全データシートを作成 した者の氏名(法人にあっては、その名称) 及び住所
- 9 前各号に掲げるもののほか、労働省労働 基準局長が定める事項
- 2 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、 当該危険有害化学物質等に係る前項各号に掲 げる事項に変更が生じた場合には、当該変更 について、譲渡し、又は提供した相手方に、 速やかに、通知するものとする。

#### (譲渡提供者による表示)

第3条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあっては、当該容器。次条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次の事項を表示するものとする。

- 1 名称
- 2 成分及びその含有量
- 3 危険有害性の種類
- 4 人体に及ぼす作用
- 5 貯蔵又は取扱い上の注意

- 6 当該表示をした者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所
- 7 前各号に掲げるもののほか、労働省労働 基準局長が定める事項
- 2 前条第2項の規定は、前項の表示について 準用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し第1項各号に掲げる事項の表示について法令の定めがある場合には、当該事項の表示については、その定めによることができる。
- 第4条 危険有害化学物質等以外の化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装に当該危険有害化学物質等の名称を表示するものとする。
- 第5条 前2条の規定は、主として一般消費者の 生活の用に供するための容器又は包装につい ては、適用しない。
- (事業者による化学物質等安全データシートの 作成等)
- 第6条 事業者は、危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、危険有害化学物質等に係る化学物質等安全データシートを作成するものとする。ただし、当該危険有害化学物質等について、当該事業者が譲渡され、又は提供を受けた場合は、この限りではない。
- 2 事業者は、容器に入れ、又は包装した危険 有害化学物質等を労働者に取り扱わせるとき は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包 装した危険有害化学物質等を労働者に取り扱 わせる場合にあっては、当該容器。第4項に おいて同じ。)に第3条第1項各号に掲げる事 項を表示するものとする。
- 3 事業者は、危険有害化学物質等を前項に規 定する方法以外の方法により労働者に取り扱 わせるときは、当該危険有害化学物質等を専 ら貯蔵し、又は取り扱う場所(設備を含む。)

- に、第3条第1項各号に掲げる事項を掲示す るものとする。
- 4 事業者は、危険有害化学物質等以外の化学物質等であって容器に入れ、又は包装したものを労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装に当該化学物質等の名称を表示するものとする。
- 5 事業者は、危険有害化学物質等以外の化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所(設備を含む。)に、当該化学物質等の名称を掲示するものとする。
- 6 事業者は、第2条第2項(第3条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第1項の規定により化学物質等安全データシートを作成した場合であって当該化学物質等安全データシートに係る第2条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたとき、又は第2項の規定により表示をし、若しくは第3項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る第3条第1項各号に掲げる事項の変更又は当該第3条第1項各号に掲げる事項の変更又は当該第3条第1項各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

#### (化学物質等安全データシートの掲示等)

- 第7条 事業者は、危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第2条第1項の規定により交付を受け、又は前条第1項の規定により作成した化学物質等安全データシート(次項において単に「化学物質等安全データシート」という。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者の利用に供するものとする。
- 2 事業者は、危険有害化学物質等を取り扱う 労働者について当該危険有害化学物質等によ

- る労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、化学物質等安全データシートを活用するものとする。
- 3 法第17条第1項の安全委員会、法第18条第1 項の衛生委員会又は法第19条第1項の安全衛 生委員会(以下この項において「委員会」とい う。)を設置する事業者は、当該事業場におい て取り扱う化学物質等の危険有害性その他の

性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に 関する適切な取扱いを行わせるための方策に 関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に 対し意見を述べさせるものとする。

#### (細目)

第8条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、労働省労働基準局長が定める。 ■

#### 別表(第2条関係)

1爆発性	火気その他点火源となるおそれがあるものに接近させ、加熱 し、摩擦し、又は衝撃を与える		れる危険を有する物質(他の物質を酸化する性質を有するものに限る。)の性質をいう。			
	ことにより爆発する危険を有す る個体又は液体の性質をいう。	8急性毒性	人に急性中毒を起こすおそれ のある性質をいう。			
2高圧ガス	が 圧縮され、又は液化されていることによる危険を有する気体の性質をいう。	9腐食·刺激性	次のいずれかの性質をいう。 イ 人の皮膚に不可逆的な損傷 を起こすおそれのある性質			
3引火性	火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、又は加熱することにより引火する危を有する液体の性質をいう。		ロ 人の皮膚に紅斑、痂皮又 水腫を起こすおそれのある 質 ハ 人の目に角膜混濁、虹彩 異常、結膜の発赤又は結膜			
4可燃性	可燃性 火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化を促す物に接触させ、加熱し、		腫を起こすおそれのある性質をいう。			
	又は衝撃を与えることにより発 火する危険を有する個体又は気 体の性質をいう。		次のいずれかの性質をいう。 イ 人にがんを発生させるおっれのある性質 ロ 微生物に、又は哺乳類の類			
5自然発 火性	空気に接触させることにより 発火する危険を有する性質をい う。		養細胞に強い変異(その変異が統計的に有為なものに限るを発生させる性質) 人の生殖能力又は胎児の発			
6禁水性	水に接触させることにより発 火し、又は可燃性のガスを発生 する危険を有する性質をいう。		ケースの主催能力文は応先の共生若しくは成長に影響を及ばすおそれのある性質 ニ 人の胎児の身体又はその機能に異常を生じさせるそれの			
7酸化性	当該物質の分解が促される物 に接触させ、加熱し、又は衝撃 を与えることにより分解が促さ		能に乗吊を生じさせるそれの ある性質 ホ 人に感作を生じさせるおそ れのある性質			

## 通達

平成4年7月1日 基発第394号

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

化学物質等の危険有害性等の の表示に関する指針について

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成4年労働省告示第60号。以下「指針」という。)は、平成4年7月1日に公表されたところである。

ついては、下記事項に留意の上、あらゆる機 会をとらえ事業者及び関係事業者団体等に対し て、指針の周知を図るとともにその運用に遺憾 のないようにされたい。

なお、中央における関係業界団体等に対して は別添4のとおり要請を行ったので、念のため 申し添える。

ic

#### 第1 制定の趣旨

化学物質等による爆発災害や職業性疾病は、 現在でも跡を絶たない状況にあるが、その発生 原因の一つとして、事業者又は労働者が化学物 質等の危険有害性、適切な管理、取扱いの方法 等を知らなかったことが挙げられる。この背景 には、職場においてさまざまな種類の化学物質 等が使用されていること、化学物質等の危険有 害性を外見から判断することは非常に困難であ ること、事業者及び化学物質等を取り扱う労働 者に化学物質等の危険有害性等に関する情報を 周知するシステムが確立されていないこと等が ある。特に、最近、職場で使用される化学物質等が増加しており、その種類は48,000にも及んでいる。

こうした中で、危険有害性等の情報が増加しており、その周知を図るシステムを設けることが重要になっている。

また、国際的には、米国、E C諸国等において化学物質等安全データシート等の制度が定着しつつあり、また、平成2年、I L O総会において化学物質等の危険有害性の周知を主な内容とする「職場における化学物質の使用の安全に関する条約(第170号条約)」が採択されたところである。

このような状況にかんがみ、すべての危険有害な化学物質等について、譲渡提供者の有する危険有害性等の情報をそれを取り扱う事業場の労働災害防止に活用するシステムとして、化学物質等の危険有害表示制度を創設し、化学物質等による労働災害防止の推進を図ることとしたものである。

#### 第2 全般的事項

#### 1 指針の位置付け

化学物質等の表示については、現在、労働安全衛生法第57条において有害性の程度、利用の 状況等を勘案し、労働災害を防止するために政 令で定める91物質を対象とし、また、その表示 内容は、成分、取扱い上の注意など当該化学物 質を取り扱う上で必要な事項が規定されている ところである。

一方、指針においては、化学物質等の適切な管理、取扱いが行われるためには、化学物質等に係る必要な情報は基本的にすべて事業者及びそれを取り扱う労働者に提供されるべきであるという情報公開の考え方に立ってその対象をすべての化学物質等とし、表示の内容は、その適切な管理、取扱いのために必要となるすべての事項とされている。このように、指針に基づく化学物質等の危険有害性等の表示制度は、従来

の表示制度と比べ大幅な対象の拡大、内容の充 実を図ったものであることから、その円滑な定 着のために、当面、指針として公表し、行政指 導により推進することとしたものである。

#### 2 表示制度の概要

指針に基づく表示制度は、次のようなシステムである。

- ① 国は、化学物質等の危険有害性やそれに応じた取扱方法等を的確に表示するための基準を定めること。
- ② 化学物質等の譲渡提供者等は、この基準に基づく表示を行うこと。
- ③ 化学物質等の取扱事業者は、これらの表示を活用し、労働者に取り扱う化学物質等の危険有害性を周知すること、危険有害性に応じた適切な取扱いを確保すること等の措置を講じること。

また、化学物質の譲渡提供者等が行う表示の 種類は、危険有害化学物質等にあっては化学物 質等安全データシートの交付及び容器又は包装 への危険有害性の種類等の記載(以下「ラベルの 貼付」という。)であり、それ以外の化学物質等 にあっては容器又は包装への名称の記載であ る。

なお、本制度の概要は、参考1(注:4頁の図) のとおりである。

#### 3 危険有害性の考え方

化学物質等の危険有害性については、指針の 別表に示されており、その危険有害性の一に該 当すれば危険有害化学物質等として、化学物質 等安全データシートの交付、及びラベルの貼付 が必要となる。

なお、化学物質等には危険有害性の情報が不 十分なこと等により、実際は危険有害化学物質 等であっても危険有害化学物質等以外の化学物 質等に区分けされることがある。

#### 4 化学物質等安全データシート

化学物質等安全データシートは、事業場にお

ける総合的な安全衛生管理に資することを目的 とするものであり、当該危険有害化学物質等を 適切に管理するために必要である詳細な情報を 記載する文書である。

#### 5 容器等の表示

容器等の表示は、当該化学物質等を取り扱う 労働者がその危険有害性を知らず、適切な取扱 方法をとらないことが原因で発生する労働災害 の防止に資することを目的とするものであり、 危険有害化学物質等についてそれを取り扱う場 合に知っている必要がある主要な危険有害性等 の情報を記載するものである。

#### 6 名称の表示

名称の表示は、化学物質等の取り違えによる 労働災害の防止、労働者が取り扱っている化学 物質等が何であるか分らないことにより生ずる 不安の除去等に資することを目的とするもので あり、危険有害化学物質等以外の化学物質等に ついて、他の化学物質等と区別することができ るよう、その名称を表示するものである。

#### 第3 細部事項

#### 1 第1条関係

(1)「化学物質」とは、労働安全衛生法第2条第3号の2の化学物質であって元素及び化合物をいうものであるが、「化合物」とは昭和53年2月10日付け基発第77号通達の記の1の(2)によるものであること。

ただし、同通達の記の1の(2)のまた書きについては、本指針においては、同また書きの口の固有の使用形状を有するものを除き、化合物として取り扱うものとすること。

なお、石綿スレート、アーク溶接に用いるチップ等加工の際に明らかに、有害物を発散するものについては、固有の使用形状を有するものであっても、本指針の対象として取り扱うものとすること。

(2)「混合物」には、化学物質を含有する製剤 その他のものが含まれるものであること。

#### 2 第2条関係

(1)化学物資等安全データシートの様式は任意であること。

なお、化学物質等安全データシートの様式例 としては、別添1に示すものがあること。

- (2)成分が同一でその含有量が異なる混合物が 復数あり、当該成分の危険有害性の種類が同一 である場合には、各混合物の成分と含有量の関 係を示したリストに当該混合物がどれに該当す るかを明示したものを添付すればそれ以外の部 分について同一の化学物質等安全データシート で差し支えないものであること。
- (3) 化学物質等安全データシートは、別添2に示す文献等を参考にして作成すること。
- (4) 化学物質等安全データシートは、化学物質 等の危険有害性等について十分な知識を有する 者が作成する必要があること。
- (5) 化学物質等を継続的に又は反復して、譲渡 又は提供するときは、最初に譲渡又は提供する 際に化学物質等安全データシートを交付すれば 足りること。ただし、化学物質等安全データシ ートの記載内容を変更した場合にはこの限りで ないこと。
- (6)第1項の「危険有害性」については、当分の間、別添3に示す「指針別表の危険有害性に該当する化学物質等」の左欄に示す危険有害性ごとに同右欄に掲げる化学物質等が危険有害性を有するものとして取り扱って差し支えないものであること。

なお、別添3に該当しない化学物質等であっても、別途示す「化学物質等の危険有害性評価 基準」、別添2に示す文献等により、危険有害化 学物質等と評価されるものについては、危険有 害性があるものとして取り扱うことが望ましい こと。

(7)混合物の有害性の評価については、原則と して混合物の成分であるそれぞれの化学物質の 固有の有害性の情報に基づいて行うこと。この 場合、原則として特定有害性の評価にあっては 1%以上、それ以外の有害性の評価にあっては5 %以上混合物に含有される成分を対象として行 うこと。

- (8)第1項の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」は、昭和47年9月18日付け基発第602号通達の記の11の(2)の口に示すものと同様であるが、例示としてはこのほか、一般消費者の生活の用に供するために製造され、かつ、容器に入れられ、又は包装された食品、アルコール飲料等が含まれるものであること。
- (9) 第1項第1号の「名称」の記載は、当該化 学物質等が特定できるものであれば、商品名の 記載でも差し支えないこと。
- (10) 第1項第2号の「成分」の記載は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法(IUPAC命名法)に準拠した名称又は危険有害性の評価を行う目的のために当該化学物質等を明確に特定することができる名称を記載して行うこと。
- (11) 第1項第2号の「含有量」については、原 則として重量パーセントで記載すること。

この場合における重量パーセントの記載は、 10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当 該端数を切り上げた数値との範囲をもって行う ことができること。

- (12)化学物質等安全データシートの記載に当たって、つぎの①から④までに掲げる基準のすべてに適合している場合は、当該化学物質の成分及びその含有量は、記載しなくても差し支えないものであること。
- ① 当該化学物質等に関して特許法(昭和34年 法律第121号)第36条第1項による願書が提出 されている等当該化学物質等の成分及びその 含有量が企業秘密であるという合理的な理由 があること。
- ② 当該化学物質等について、成分及びその含 有量を除いた危険有害性の種類等の記載事項

が化学物質等安全データシートに記載されていること。

- ③ 当該化学物質等の成分及びその含有量が企業秘密であることが化学物質等安全データシートに記載されていること。
- ④ 当該化学物質等の成分及びその含有量を労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長の要請により速やかに提示することが可能であること。
- (13) 第3号の「物理化学的性質」及び第5号の「危険有害性の内容及び程度」については、当該化学物質等安全データシートの作成者が知り得る情報をもとに記載すれば足りるものであること。

なお、別添2に示す文献等の調査、別途示す 「化学物質等の危険有害性試験基準」に基づく試 験の実施等により情報を積極的に入手し記載す ることが望ましいこと。

- (14) 第1項第4号の「危険有害性の種類」については、指針の別表に掲げる性質を記載すること。
- (15) 第1項第5号の「危険有害性の内容及び程度」のうち有害性の内容及び程度については、ヒトの症例若しくは疫学的情報又は各種危険有害性の試験から得られた情報を記載すること。(16)第1項第6号の「貯蔵又は取扱い上の注意」には、次に掲げるものが含まれるものであること。
- ①貯蔵及び一般的取扱い上の注意
- ②曝露防止措置
- ③輸送上の注意
- ④廃棄上の注意
- (17) 第1項第9号の「労働省労働基準局長が定める事項」は、次に掲げるものとすること。
- ①化学式又は構造式
- ②官報公示整理番号(労働安全衛生法第57条 の2第1項の規定に基づく同法施行令第18条 の2第4号に定める化学物質及び同法第57条

- の2第3項の規定により、その名称等が公表 された化学物質について、官報公示の際に 付けられた番号等)
- ③CAS番号(米国化学会のケミカル・アブストラクト・サービス(CAS)において化学物質検索を容易にするために付けられた番号)
- ④国連分類及び国連番号
- ⑤適用法令
- (18) 第2項の「前項各号に掲げる事項の変更が 生じた場合」には、次の場合等が含まれるもの であること。
- ①危険有害性の情報が新たに明らかになった 場合
- ②新たに法規制の対象になった場合
- ③新たに曝露防止の技術が確立した場合
- (19) 第2項の「通知」の範囲は、原則として、 既に化学物質等安全データシートを交付した相 手方であるが、当該化学物質等を譲渡又は提供 してから長期間経過している場合等で、明らか に当該化学物質等が消費され存在しないと考え られる相手方は対象とならないこと。

#### 3 第3条関係

- (1)第1項の「表示」は、当該容器又は包装に、必要事項を印刷し、又は、必要事項を印刷した 票せんをはり付けて行うこと。ただし、当該容 器又は包装に表示事項のすべてを印刷し、又は 表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付け ることが困難な時は、表示事項のうち同項第3 号から第7号までに掲げる事項については、当 該事項を印刷した票せんを容器又は包装に結び 付けることにより表示することができること。
- (2) 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装する以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、化学物質等安全データシートを交付すれば、第1項の表示を行う必要はないこと。
- (3)第1項第1号及び第2号の記載事項は、化学物質等安全データシートのそれぞれ対応する

記載事項と同一のものである必要があること。 (4)第1項第5号の「貯蔵又は取扱い上の注意」 については、第2条第1項第6号の「貯蔵又は 取扱い上の注意」を要約したものを記載すれば 足りるものであること。

(5)第3項については、当面、労働安全衛生法によるもののほか関係法令に基づく表示がなされ、又は記載事項の変更について関係法令に基づく措置がとられておれば、第1項及び第2項の措置が行われているものとして取り扱うこと。

#### 4 第4条関係

(1)「名称」は、第2条第1項第1号の「名称」 と同様、当該化学物質等が特定できるものであれば、商品名の記載でも差し支えないものであること。

#### 5 第6条関係

(1)第1項は、主に、その事業場において、製品として危険有害化学物質等を製造する場合及び製造中間体として存在する危険有害化学物質等を製造する場合について規定したものであること。

これらの化学物質等安全データシートは、第 2条第1項第1号から第9号に掲げる事項が記載されていれば、作業標準書等既存の資料を活用して差し支えないものであること。

- (2) 第2項は、主に次に掲げる場合について規定したものであること。
- ① 当該事業場において製品又は製造中間体と して製造した危険有害化学物質等を容器等に 入れて労働者に取り扱わせる場合
- ② 譲渡され又は提供を受けた危険有害化学物 質等を、その事業場において、新たに容器に 小分けする等により、労働者に取り扱わせる 場合

ただし、②については、表示された容器等から移し替える場合であって、かつ、移し替えた 危険有害化学物質等の容器等を当該移替えを行

- った労働者だけに短期間取り扱わせるときは含 まないものであること。
- (3) 第3項の「前項に規定する方法以外の方法 により労働者に取り扱わせるとき」とは、次に 掲げる危険有害化学物質等を労働者に取り扱わ せるとき等が含まれるものであること。
- ① ヤード等に野積みされた危険有害化学物質 等
- ② 槽類及び塔類等に貯蔵された危険有害化学 物質等
- (4) 第3項及び第5項の「表示」には、標識による方法のほかフローチャートの備え付けによる周知等の方法があること。また、第3項については当分の間、関係法令に基づく表示の措置がなされておれば、本項の措置が行われているものとして取り扱うこと。

#### 6 第7条関係

- (1)第2項の「教育」には、労働安全衛生規則 第35条第1項第1号の原材料等の危険性又は有害 性及びこれらの取扱い方法に関することについ ての教育等が含まれるものであること。
- (2) 第2項の「教育」は、化学物質等の危険有 害性等について十分な知識を有する安全管理 者、衛生管理者等が実施することが望ましいこ と。
- (3)第2項の「その他の措置」には、化学物質等に係る労働災害防止のための措置が含まれるものであり、本措置を講ずるに当たっては、化学物質等安全データシートの記載事項である応急措置、取扱い上の注意、曝露防止措置等を参考とすること。

ただし、化学物質等安全データシートは、一般的な取扱いを前提に作成されたものであるので、当該化学物質等を使用する事業者は、当該化学物質等について特殊な取扱い等を行う部分については、その実態に応じた適切な措置を講じる必要があることに留意すること。

(4) 第3項の委員会に調査審議させる場合に

は、

- ① 新たに化学物質等の譲渡・提供を受ける場合
- ② 新たに化学物質等を製造する場合
- ③ 取り扱っている化学物質等に係る化学物質 等安全データシートの内容に重大な変更があ った場合

等があること。

#### 7 別表関係

(1)別表の10の「特定有害性」は、イががん原性、口が変異原性、ハが生殖毒性、二が催奇形性、オが感作性であること。

#### 第4 その他

本年度は指針に基づく表示制度が円滑に推進 されるよう、指導に当たっては、指針の周知に 重点をおいて取り組まれるよう留意されたい。

#### 別添1

### 化学物質等安全データシート

作成者(法人にあってはその名称)

住 所 担当部門 担当者 電話番号 FAX番号 緊急連絡先 電話番号 作成,改訂 年月日 化学物質等の名称 物質の特定 単一物質・混合物の区別 化学名 成分及び含有量 化学式又は構造式 官報公示整理番号(安衛法、化審法) CAS番号 国連分類及び国連番号

#### 危険有害性の種類

#### 救急措置

眼に入った場合 皮膚に付着した場合

吸入した場合

飲み込んだ場合

#### 火災時の措置

消火方法

消火剤

漏えい時の措置

取扱い及び貯蔵上の注意

取扱い

貯 蔵

#### 曝露防止措置

管理濃度

許容濃度・日本産業衛生学会( 年度版)

·ACGIH

(年度版)

・その他の曝露限界値、参考値

### 設備対策

保護具

呼吸用保護具

保護眼鏡

保護手袋

保護衣

### 物理化学的性状

外観等

沸 点

Pa(°C)

蒸気圧揮発性

融点

°C ( °C)

比重又は嵩比重 溶解度 水

%(°C)

°C

その他の溶媒( ) %( ℃)

その他

#### 危険性情報(安定性・反応性)

引火点: ℃ 発火点:

上間。 少 下間

爆発限界: 上限: % 下限: %

可燃性:

発火性(自然発火性、水との反応性):

酸化性:

自己反応性・爆発性:

粉じん爆発性:

安定性・反応性:

その他:

有害性情報(ヒトについての症例、疫学的 情報を含む)

腐食性:

刺激性(皮膚、眼):

感作性:

急性毒性(50%致死量等を含む):

亜急性毒性:

慢性毒性:

がん原性:

変異原性(微生物、染色異常):

生殖毒性:

催奇形性:

その他(水と反応して有害なガスを発生 生する等を含む):

環境影響情報

廃棄上の注意

輸送上の注意

適用法令

その他(記載内容の問い合せ先、引用文献等)

別添2

### 化学物質安全データ情報源 (書誌情報)

- 1 物理・化学関係、毒性関係等全般的な情報
- (1) 化学物質の危険・有害便覧、労働省安全衛 生部監修(中央労働災害防止協会)
- (2) 産業中毒便覧、後藤稠、池田正之、原一郎 編(医歯薬出版)

- (3) Compendium of Safety Date Sheets for Research and Industrial Chemicals, Lawrence H. Keith and Douglas B. Walters (VOI)
- (4) Dangerous Properities of Industrial Materials, N.Irving Sax, Richard J.Lewis, Sr. (Van Nostrand Reinhold)
- (5) General Industry Standards, OSHA
- (6) International Chemical Safety Cards(問い合せ:国立衛生試験所)
- (7) Material Safety Data Sheets, Nielsen, J. M編(General Electric Company)
- (8) Occupational Health Guidlines for Chemical Hazards, NIOSH/OSHA
- (9) Pocket Guide to Chemical Hazards, NIOSH
- (10) The Merck Index, Susan Budavari, Maradele J.O'Neil, Ann Smith and Patricia Elleckel man(MEXX & CO., Inc.)
- (11) The Sigma-Aldrich Library of Chemical Safety Data, Robert E.Lenga(Sigma-Aldrich Corporation)
- 2 主として物理・化学的性質関係の情報
- (1) 化学大辞典(共立出版)
- (2) 危険有害物ハンドブック、吉田忠雄、田村 昌三監訳(丸善株式会社)
- (3) National Fire Codes, NFPA
- 3 主として許容濃度関係の情報
- (1) 産業医学(日本産業衛生学会)
- (2) Documentation of Threshold Limit
  Values and Biological Exposure Indices,
  ACTH
- (3) Criteria for a Recommended Standard Occupational Exposure, NIOSH
- 4 主として毒性関係、がん原性、変異原性関係の情報
- (1) 試験結果報告書、NTP
- (2) 微生物を用いる変異原性試験データ集、石

#### 館基監修(L.I.C)

- (3) Annual Report on Carcinogens, MIP
- (4) Catalog of Teratogenic Agents, Thomas H. Shepard M.D. (The Johns Hopkins Univ. Press)
- (5) Data Book of Chromosomal Aberration Test In Vitro, 石館基監修(L.I.C)
- (6) Environmental Health Criteria, IPCS/WHO, ILO, UNEP
- (7) IARC Monographs on the Evaluation of the Carcinogenic Risk of Chemicals to Humans, IARC/WHO
- (8) Industrial Hygiene and Toxicology, John Wiley & Sons
- (9) Registry of Toxic Effects of Chemical Substances, NIOSH
- (10) Survey of Compounds which have been tested for Carcinogenic Activity, National Cancer Institute.

#### 別添3

### 指針別表の危険有害性に 該当する化学物質等

#### 1 爆発性

- ① 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第1第1号の「爆発性の物」
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「爆発性の物」のうち①以外の化学物質等
- 2 高圧ガス
- ① 高圧ガス
- 3 引火性
- ① 令別表第1第4号の「引火性の物」
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「引火性の物」のうち①以外の化学物質等
- 4 可燃性

- ① 令別表第1第2号の「発火性の物」のうち 可燃性を有する化学物質等
- ② 令別表第1第5号「可燃性のガス」
- ③ 労働安全衛生法第20条第2号のものであって可燃性を有する化学物質等のうち①及び②以外のもの

#### 5 自然発火性

- ① 令別表第1第2号の「発火性の物」のうち 自然発火性を有する化学物質等
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「発火性の物」であって自然発火性を有する化学物質等のうち①以外のもの

#### 6 禁水性

- ① 令別表第1第2号の「発火性の物」のうち 禁水性を有する化学物質等
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「発火性の物」であって禁水性を有する化学物質等のうち①以外のもの

#### 7 酸化性

- ① 令別表第1第3号の「酸化性の物」
- ② 労働安全衛生法第20条第2号のものであって酸化性を有する化学物質等のうち①以外のもの

#### 8 急性毒性

- ① 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第2号 に規定する有機溶剤等
- ② 特定化学物質等障害予防規則第3条に規 定する第3類物質等
- ③ 鉛中毒予防規則第1条第1項第1号に規定 する鉛等
- ④ 四アルキル鉛中毒予防規則第1条第1項第 3号に規定する四アルキル鉛等
- ⑤ 危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第4の毒物類
- ⑥ 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒 物及び劇物
- ⑦ 労働省労働基準局安全衛生部化学物質調

特集/職場における化学物質対策 ■

査課長が定める化学物質等

#### 9 腐食刺激性

- ① 労働安全衛生規則第326条に規定する腐 食性液体
- ② 危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく船舶による危険物の運送基準を定める告示別表第3の腐食性物質(その他の腐食性物質を除く)

#### 10 特定有害性

- ① 特定化学物質等障害予防規則第2条第1項 に規定する第1類物質及び第2類物質
- ② 鉛中毒予防規則第1条第1項第1号に規定する鉛等
- ③ 四アルキル鉛中毒予防規則第1条第1項第 3号に規定する四アルキル鉛等
- ④ 労働安全衛生法第28条第3項に基づき指 針を公表した化学物質等
- ⑤ 平成4年2月10日付け基発第51号通達によ り公表した変異原性が認められた既存化学 物質等
- ⑥ 平成3年6月25日付け基発第414号の3通達 等により公表した変異原性が認められた新 規化学物質等
- ⑦ 労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長が定める化学物質等

別添3

### 関係業界団体への要請

平成4年7月1日 基発第394号の2

別紙の団体の長あて

労働省労働基準局長

### 化学物質等の危険有害表示 制度の推進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平 素より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働省におきましては、化学物質等の 危険有害性等の表示に関する指針を平成4年7月 1日公表し、労働災害防止のため同指針に基づく 化学物質等の危険有害表示制度を推進すること と致しました。また、同指針の適正な運用を図 るため、別添1、2のとおり都道府県労働基準 局長あて通達したところです。

つきましては、貴会傘下会員に対し、化学物 質等の危険有害表示制度について、その周知指 導方御配慮頂きますよう願い申し上げます。

別添1 平成4年7月1日付け基発第394号 「化学物質等の危険有害性等の表示 に関する指針について」

別添2 平成4年7月1日付け基発第395号 「「化学物質等の危険有害性試験基準」及び「化学物質等の危険有害性 評価基準」の制定について

#### 別紙

#### 1 労働災害防止団体

中央労働災害防止協会/建設業労働災害防止協会/陸上貨物運送事業労働災害防止協会/ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会/林業· 木材製造業労働災害防止協会/鉱業労働災害 防止協会

#### 2 業界団体

日本化学工業協会/石油化学工業協会/印刷インキ工業会/化成品工業協会/石油連盟/(社)日本化学工業品輸入協会/(社)日本化学物質安全・情報センター/日本製薬団体連合会/日本試薬連合会/(社)日本塗料工業会/(社)日本芳香族工業会/日本無機薬品工業会/農薬工業会

# 夢の環境測定装置の誕生

## 平均値でなく濃度変化もリアルタイムで自動測定

労働衛生研究会 秋山明胤

有毒な化学物質で汚染された環境下で働く労働者のために現在 (法)によって定められている職場 環境測定装置ならびに手法は、必ずしも満足のいくものではない。 そこで労働衛生研究会において、 「理想的な環境測定装置」についての討論がなされ、その機能が次のように洗い出された。

- ① 分(miute)きざみの分析が可能であること。
- ② ppmオーダーの充分信頼のお けるデータが得られること。
- ③ 労働者個々人の作業動作に対応できること。
- ④ 現場に手軽に持ち込むことができること。

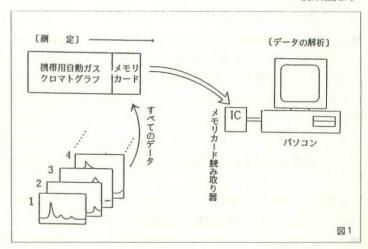
⑤ 測定操作が簡単であること。この〈夢の装置〉の作成のために、目をつけられたのが、日本タイランから発売された、マイクロセンサ・ガス分析器(M-200)であった。この機器は、半導体プロセス技術を応用し、米国で作り上げられた超小型ガスクロマトグラフ

ィーである。その3大特徴は、以下に述べるとおりである。

①デッドボリュームが極めて小さいために、 分析時間が従来のガスクロと比較して10分の1 であって、通常の分析時間は1分もあれば充分で あること。②ボリュームの小さい高感度シリコ



秋山明胤さん



ンデバイスの開発によって、検出感度が1ppmと 従来のTCD型ガスクロの常識を破る高感度であ ること。③しかも、本器は2台のガスクロを装備 しているにもかかわらず、たった5.5kgと小型・ 軽量である。

このマシーンの特徴を労働環境測定用に極限

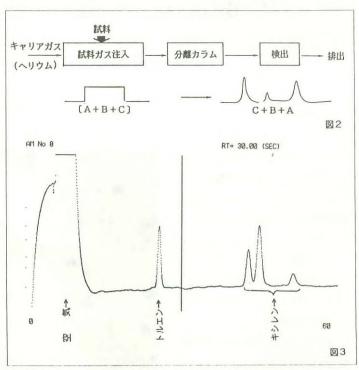
にまで高めて、考え出されたのが、 図1に示されるような分析装置で あった。まず、携帯用ガスクロを 作り、ある時間間隔でガスクロマ トグラムを得て、すべての測定結 果は名刺大のメモリカードに記憶 させる。ちなみに、このガスクロ マトグラムに労働環境に含まれる 有毒物質の一つひとつの濃度の情 報が含まれているのである。たと えば、3分ごとにこのガスクロマト グラムを得れば、有害物質の3分ご との濃度変化を測定したことにな る。メモリカードに取り込まれた 情報から、化学物質の濃度を読み 出し、計算するのは、今われわれ のまわりのどこにでも見られるパ ソコンが受け持つ。

この機器を開発するにあたっては、大きく分けて3種の仕事をお互いに連携をし合って完成させなければならない。第1に、ガスクロの電子制御・測定部分の設計とこれを動かすソフトファームウエアの開発である。第2に、この設計に基づいてハードを作り上げなければならない。そして第3が、データ解析のためのソフトの開発である。データグラフという会社がボランティアでハードの構築を担当してくれてできあがったのが、携帯用自動ガス分析装置(AM-100)である。

そこで、このレポートでは、ガスクロの原理 からはじめて、装置の使用方法、測定例等を実 際の労働現場に即して述べてみようと思う。

### 1 ガスクロの原理

ガスクロマトグラフィーの原理は、単純明解 である。パイプの中を一定速度で流れるキャリ アガス(多くの場合ヘリウムガス)に、分析しよ

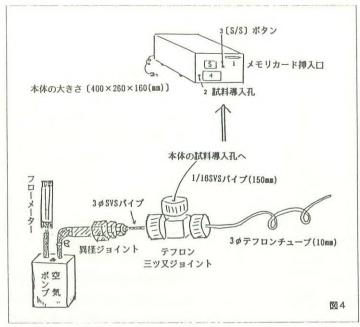


うとする環境ガスを少量注入する。今、この労働環境にはA、B、それにCの有毒ガスが混合しているとする。さて、注入ガスがキャリアガスに乗って分離カラムを通過すると、その出口においては沸点の高い順から、Aガス、Bガス、そしてCガスと分離されて現出する(図2参照)。たとえば、空気中に数10ppmのトルエンとキシレンが混入していたガスを注入したとすると、図3に示したように、たくさんの空気のあと20秒ぐらいたつとトルエンが現出し、さらに30秒ぐらい経過するとキシレンが現出する。ちなみにキシレンは、メターキシレンとパラーキシレンとオルトーキシレンの混合体(これを異性体と呼ぶ)であるから、3つの成分が分離されて分離カラムから出てくる。

分離して出てきたガスの量を測定するのが検出器である。この携帯用ガスクロにおいては、 TCD(熱伝導度型検出器)と呼ばれる検出器を 使用しているが、要するに、この検出器をキャ リアガスと異なったガスが通過すると、この検



写真1 携帯用自動ガス分析装置 AM-100



出器の出力に微小の電圧変化が発生する。これを捕らえてグラフ化したのが図3である。したがって「何秒後に出てきたか?」をもって、物質が特定でき、また、このグラフ中のピークの面積から、そのガスの量が計算される。皆さんにはこの点に注目してもらいたい。すなわち、たった1回のガスクロ測定によって、環境に含まれるすべての有毒ガス(分離可能であるなら)の濃度測定が可能なのである。しかも、図3に示

されたように、この場合1回の測定 に要する時間は60秒である。この 点が、2分ごと、あるいは、3分ご との有害物質の濃度変化の測定を 可能とする秘密である。

### 2 測定方法

「労働者の健康は労働者自身が 守る」という原則のための分析機 器は、労働者自身が、簡単にすぐ 使いこなすことができることが必 要条件である。ここに開発された ガスクロは、その条件を充分に満 たしている。本体(400×260×160 (mm))に、名刺サイズのICメモリ カードを挿入し、ヘリウムガスを オープンし、電源(AC100V)のコン セントに繋いで、スイッチON、待 つこと約5分ですべての準備完了 である。あとは[S/S]ボタンを押す だけで、すべての測定が完全に自 動的に行なわれる(写真1参照)。 したがって、われわれは、その間、 お茶を飲みに行ってもよいわけで ある。ちなみに、AC100Vのコンセ ントが近くに得られない場合は、 電池パックが別に用意される。

当初目的とされたのは、現場で

動き回る労働者が直接身につけて、その雰囲気のガス成分を分離しながら、それぞれの成分の濃度の経的変化を記録・分析することであった。しかしながら、図4で示したように、小型・軽量(約5kg)であっても、実際にこの機器を背負って労働してもなんら負担を感じない程度までには小さくならなかった。そこで、個々人のデータ測定用に図4の装置が考案された。これは一般に広く使われている空気ポンプを使っ

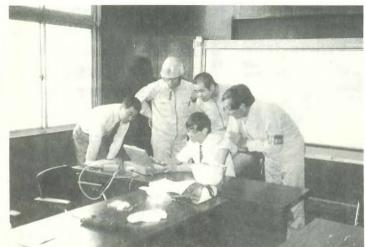


写真2 ノートパソコンでその場でデータを解析

		表 1	トルエン洲	腹の時間変化	G	
No	Time	R.T.	I.from	I.to	AREA	Conc
	(mln)	(sec)	(sec)	(sec)		(ppm
20	60	25.40	24.62	26.34	784446	21.
21	63	25.42	24.68	25.86	75706	2.
22	66	25.42	24.66	26.30	724176	19.
23	69	25.44	24.60	26.04	180377	4.
24	72	25.50	24.70	26.00	116655	3.
25	75	25.46	24.54	26.20	435915	11.
26	78	25.46	24.68	26.20	200853	5.
27	81	25.52	25.14	25.70	20395	0.
28	84	25.42	24.52	26.06	384168	10.
29	87	25.50	24.76	26.08	120159	3.
30	90	25.46	24.60	26.52	1933810	52.
31	93	25.46	24.62	26.30	280608	7.
32	96	25.58	24.92	26.02	51002	1.
33	99	25.44	24.78		170757	4.
34	102	25.44	24.76			8.
35	105	25.46			98825	2.
36	108	25.46	24.62	28.44	154571	4.
37	111	25.42	24.64	26.06	123023	3.
38	114	25.44	24.54	26.20	308805	8.
39	117	25.44	24.64	26.40	240052	6.
AV		25.40	24.69	26.14	335725	9.
S.D				0.20	427869	11.

て、例えば、150ml/分で作業環境の雰囲気を連続的に吸い込み、その流れの中にガスクロ本体の試料導入孔からの1/16インチパイプを導入したものである(図4のテフロンの三ツ又ジョイントの部分)。テフロンチューブのもう一方の先端が実際の労働環境に置かれ、すなわち、その先端の部分から吸引される空気中の有毒成分が分析される。この方法によって、作業のさほどの妨げにならずに作業者に接近し、個々人のデ

ータを採取することが可能となった。例えば、実際に塗装作業をする労働者の防毒マスクの中に、テフロンチューブの先端を導入し、作業中のマスクの中の有毒物質濃度を測定することができる。

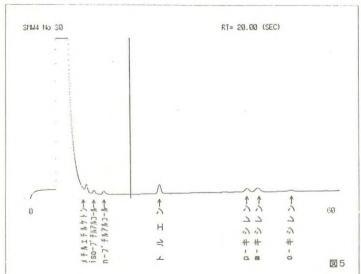
測定が終わると、今度は、測定 されたガスクロマトグラムの解析 である。すべてのデータがメモリ されているメモリカードを本体か ら引き抜き、これをメモリカード 読み取り器に挿入する。この読み 取り器は、パソコンに接続されて いるから、パソコンの画面に表示 される指示にしたがってキー入力 すると、パソコンは、データの読 み出し、濃度計算、グラフ化をた ちどころにやってくれる(写真2 参照)。以下に塗装工場と化成品工 場の現場で実測された結果につい て述べ、若干の考察を加えたいと 思う。

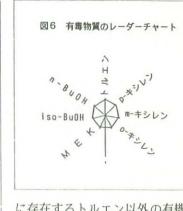
### 3 塗装工場

この工場は、本邦一を自認する 排気装置を設備した吹き付け塗装 工場である。表1には、作業環境 中のトルエンの濃度の1時間にわ

たる測定結果が示されている。データは3分間隔で得られたため、この間に20枚のガスクロマトグラムが測定され、メモリカードに記入された。パソコンによってデータ分析された結果が表1である。ここで注目したいのは、1時間の平均値は約9ppmと計算されているのに対して、ある瞬間には50ppm以上、また、ある瞬間には1ppm以下の数値が実測されていることである。

1枚のガスクロマトグラムには、この労働環境

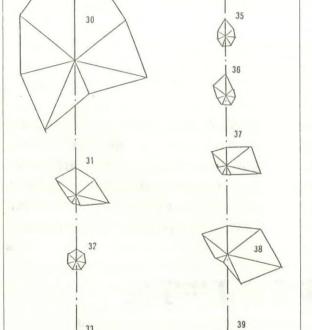




に存在するトルエン以外の有機物 であるメチルエチルケトン(MEK)、 イソーブチルアルコール(iso-BuOH)、n-ブチルアルコール、p-キ

シレン、m-キシレン、o-キシレンの濃度の情報も同時に含まれている(図5に表1のNo.30の測定によって得られたガスクロマトグラムを示す)。データ解析のソフトを使って、トルエンの場合と同様にそれぞれの濃度の時間変化を求めることができる。結果を図6に示すようなレーダーチャートを使って、表1の30番から39番までの3分ごとに各物質の濃度変化を30分にわたって視覚にわかりやすく示したのが図7である。先に述べたように有毒物質の時間変化が大きいこと(例えば30番と32番の比較から)と同時に、作業環境に含まれる各物質の濃度の割合は、必ずしも一定ではないこと(30番と35番の比較から)が、明示されている。

さらに、この塗装作業中の労働者の防毒マスクの中にサンプリング用のテフロンチューブの先端を挿入し、マスク内の空気の分析が試みられた。幸いなことに、外部で測定されたいずれの有毒物質も検出されなかった。これは、防毒マスクがよく機能していることを示しているが、ちなみに吸収缶は毎朝新しいものを使用している。



### 4 化成品工場

ここに測定された労働現場 は、化成品工場の一角の小屋の 中に設置された抽出器近傍であ る。分析機器を持ち込む必要が ないくらい、オルトークロロトル エンの強い刺激臭があたりに立 ち込めている。本分析器を用い た自動測定結果が表2と図8に 示されている。いずれもパソコ ンによって解析された結果をそ のままプリントアウトしたもの である。

窓を開けるというちょっとし た心づかいが労働環境の改善に 役立つことが、直ちに視覚に訴 えられる。

これらの結果は、労働環境の 測定には、ここに新しく開発さ れた分析機器を使用することに よって得ることができるような データが絶対に必要であること

を明確に示していると考えられる。この手法に よる考察は、労働衛生を論じ、対策を立てる場 合に大変に役に立つものとなろうし、さらに、 労働環境測定のために現在〈法〉で定められて いる手法を見直すべきであるとも考えられる。

注:秋山さん、ともに本器の測定試験に当たっ

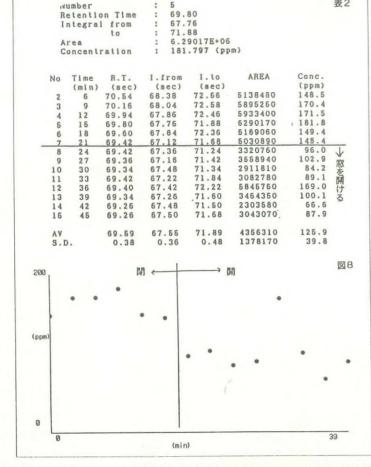


表2

た労働科学研究所の原邦夫さんをはじめ労働衛 生研究会のメンバーは、携帯用自動ガス分析装 置AM-100 が「労働者の健康を労働者自身が守 る」ために、また、職場改善のために活用され ることを希望しています。活用の希望や本器に ついてのくわしいお問い合わせは、全国安全セ ンター事務局にしてください。

## 第3回労働安全衛生学校

- 会場●宮崎県日向市・日向ハイツ
- 定員●50名 参加費●20,000円
- 締切●申込は92年11月30日までに
- 日時●93年1月29日(金)~31日(日) 主催●全国労働安全衛生センター連絡会議
  - 旧松尾鉱山被害者の会

社団法人大分県勤労者安全衛生センター 能本県労働安全衛生センター

## 4th EUROPEAN WORK HAZARDS CONFERENCE

## ヨーロッパの労働安全衛生活動にふれる 全国安全センターから2名の代表団派遣

7月に全国安全センターに「4th EUROPEAN WORK HAZARDS CONFERENCE」への参加要請が届いた。 これは、ヨーロッパ各地の地域の労働組合や労働安全衛生組織の相互交流、連携強化のため、 1987年以来、ハンブルグ、ストラスブルグ、コペンハーゲンで開催され、今年は9月4-7日にイ ギリスのシェフィールドで開催される(ヨーロッパ各地から300名以上が参加予定)とのこと。

今回の主催団体は、Sheffield TUC、Sheffield Area Trade Union Safety Committee、 Sheffield Occupational Health Project で、同 Safety Committee のスタッフが以前来日し たおり、関西労働者安全センターを訪問したことがある。

6月の全国安全センター第3回総会でも、世界のNGOとの交流を積極的に進めるという方針 を確認したところでもあり、突然のラブレターだったが何とか代表を派遣したいと努力。東京 東部労災職業病センター事務局員の鳥井一平さんと東京事務所の手伝い(労働者住民医療機関 連絡会議事務局)をしていただいていた中島由美子さんを全国安全センターの「代表団」として 派遣した。

両名には、「当たって砕けろ」式の大変な役割を果たしていただいたが、たくさんのお土産(話 も資料も)をかかえて無事帰国。今回の鳥井さんの報告を手始めに紙上で紹介していく。

なお、会議には、オーストリア、デンマーク、イングランド、フィンランド、フランス、ド イツ、オランダ、インド、アイルランド、イタリア、スコットランド、スペイン、アメリカ、 ウェールズ、そして日本から約350名が参加した。

イギリスで、9月4日~7日にかけて行なわれた ヨーロッパ・ワーク・ハザーズ会議に参加しま した。今回はとりあえず日誌的な報告とします。 個別の課題等についてはあらためて詳細に報告 します。

羽田から大阪へ国内線を乗り継ぎ、イギリス に向け出発。私たち代表団2名を乗せたキャセイ パシフィック機はまず香港に到着。

香港で乗り継ぎまでの待ち時間が約10時間。 その間に香港工會教育中心 HONGKONG TRADE UNION EDUCATION CENTRE とAMRC の2か所の事 務所を訪問し、懇談を行なった。

そして、さあいよいよイギリスである。しか しイギリスは遠い。13時間の長いフライトであ る。しかもエコノミーとくれば…。

9月4日午前6時(現地時間)ロンドン・ヒース ロー空港に到着。ここで早速トラブル。まずは セントパンクラス駅に行かなければならないの だが、エアバスがいいか地下鉄がいいか、と尋 ねたところ、英語が通じない、というよりも相 手の言っていることがわからない。(これは後 に、なまりが強いためと判明。)どうしようかと 迷ったが、えい!とばかりに地下鉄に乗り込む。 地下鉄と言っても、ロンドン中心部までは地上

を走る。窓からの風景はとにかく 緑が多い。煉瓦づくりのしかも煙 突付きの家ばかりなのには驚い た。中心部に近づくとちょうどラッシュ時に重なり、ロンドンの雑 踏を感じた。香港のエスカレーターが日本のものと少し違うのだが、イギリス方式だということがわかった。また、エスカレーターでは、急ぐ人は左側を上がっていく。東京と逆である。

セントパンクラス駅は、まるで「機関車トーマス」の世界そのものである。9時発の列車に飛び乗っ

た。列車は田園地帯の連続の中を進んでいく。 たとえ工場らしきものがあっても、緑と煉瓦色 におおわれている。地下鉄のときよりもさらに ヨーロッパを感じる。「うん、イギリスに来たん だな」と納得。

しかし、シェフィールドに近づくと景色は少 し違ってくる。産業地域という言葉がぴたっと くる。さすが!?産業革命発祥の地だ。

ホームに降りると、「ウ~寒い!」。駅からシェフィールドトレードユニオン安全委員会に電話を入れる。ところが留守番電話。約束が違うじゃないかと嘆いていてもしようがない。どうしようかと試しにファックスの番号に電話をする。「駅で5分ほど待っていてください」の返事。よかった。待っている間に、駅には会議への参加者らしい人たちがたくさんやってきた。

女性メンバーが車で迎えに来てくれた。会場のシェフィールド大学のランモアホールに着いた。ここではじめて、これまで電話やファックスで連絡しあってきたミック・ウイリアムスに会う。ケント・デリカット似の明るい人物だ。

参加の登録を行なった。一番乗りである。名 札を渡される。しかし、しかしである。その名 札には、会話言語として ENGLISH と書かれてい



るではないか。まいった。通訳がついてくれるはずなのだが。

会議場と参加者の宿舎となるこのランモアハウスはシェフィールド大学の学生寮。夏休み中(7~9月)は、学生たちは寮から出され、研究会等の会場に使われるらしい。早い話、大学が金儲けをしているということのようである。

部屋に荷物を置いた後、市民レセプションまでには時間があるということで、主催者が準備してくれたピクニックにオランダのメンバーたちと出かける。

午後7時30分、ランモアハウスから大型バスでシェフィールド市のタウン・ホールに向かう。タウン・ホールはすでに参加者でいっぱい。事前に300人くらいの参加者と聞いていたが、実はあまり信じていなかった。しかしたくさんの人が来ている。レセプションの部屋の入り口で、正装した老夫婦が、一人ひとりと握手をしている。誰なんだろうと思いながらもこちらも笑顔を返して握手した。後から紹介されたが、市長夫婦だったのである。「遠いところをよく来てくれました」と言葉をかけてくれた。

レセプションは日本と違い、乾杯もなく会場 に入るといきなり飲み食いが始まり、それぞれ が懇談するというかたちである。ただ、途中で コーンコーンと小槌が鳴り渡り、市長のあいさ つがあった。

しかし、みんな本当によく食べよく飲むこと。 しかも冷えていないビールを。

宿舎に戻り、さすがに長旅の疲れで、ベッド に入るとすぐ寝てしまった。

#### 9月5日

朝7時半から朝食を済ませ、全体会議の会場で準備をはじめる。日本からのはじめての参加でもあり、全国安全センターに詳細を一言ももらさず報告しなければならないという強い使命感とプレッシャーのもと、ビデオ、テープレコーダ、カメラ(スライド用と写真用の2台)を準備する。会場には国際会議らしく通訳のブースが7か国語用意されていた。参加者が同時通訳用の受信機を手に続々と会場に入ってくる。

全体会は、元シェフィールド安全委員会のセブ・シェモラーさんが議長、オランダ、アイルランド、が副議長で進められた。また、イギリス、オランダ、ドイツ、イタリアからパネリストが発言を行なった。

印象に残ったのは、イギリスの女性パネラーによる、イギリスにおける黒人労働者、移民労働者、小数民族労働者のおかれている現状について、つまり差別的に取り扱われている結果としての低賃金と劣悪な労働環境についての力強いアジテーションであった。

実はこの全体会のクエスチョンタイムで、日本代表団はなんと恐れ知らずというか、質問を行なったのである。質問に対する回答は期待はずれであったが、ティータイムの時に他の何人かの参加者から「あなたの質問に答えていなかったね」と話しかけられ、ほっとしていた身の程知らずは、私です。

昼食後、ワークショップに入った。私は、「職場のデザイン」の分科会に出席した。ここでは、オランダの報告者が、ビデオとOHPを使い、

#### 【ワークショップ】

- ① 職業病
- ② 労働時間
- ③ 暴露制限
- ④ 黒人·移民労働者
- ⑤ 下請け
- ⑥ 技術革新
- ⑦ 代替(有機溶剤)
- ⑧ ヨーロッパでの指針
- ⑨ ストレス
- ⑩ ケイワン
- ⑪ 労働衛生サービス
- ② VDU
- ③ 労働者代表の権利
- ⑭ 職場のデザイン

ロッテルダムの無人港プロジェクトについて、 労働者主導で進められているとの説明があった。討論に入り、デンマークの労組活動家から「そんな話は職場では役に立たない。組合の力をどう強くしていくのかが問題ではないか」と強い調子で発言があり、議論は結構沸いて興味深いものとなった。私は、デンマークとは反対の立場をとり、「条件の違いを前提としながら学びとるところがある。どういう条件がそろえば実現できるのかを考えよう」と発言。もちろんこのときは通訳を通じてであった。

ところで、国際会議のワークショップ、分科会の運営はなかなか難しい。言葉の問題が第一である。例えば、アイルランドの参加者が話すのだが、わからないために同じ英語のイングランドの参加者から「英語を使って!」と言われ、アイルランドの参加者が怒ってしまうという場面があったほどである。

なお、ほとんどの分科会に、ビデオ、OHP、フィリップブロックなどが用意されていた。とくにフィリップブロックは活用されている。

夕食後は、参加団体がビデオの上映などそれ ぞれの催しを行なった。私は、ロンドン・ハザ ーズセンターが呼びかけたパソコンネットのデ モンストレーションに参加した。これは全国安 全センター・古谷事務局長へのイイ土産になる なあと考えたためである。

午後8時からは交流会がホールで始まった。ト ップはいきなり、社会主義合唱団がインターナ ショナルを歌い出した。日本のそれとは少し雰 囲気が違い、アップテンポである。職業病の歌 なども織りまぜながらなかなか楽しかった。次 に照明が落とされディスコタイムとなり、深夜 まで多くの参加者が踊っていた。日本代表団が その中にいたことは言うまでもない。

#### 9月6日

9時からワークショップのまとめが行なわれ た。ここでも前述したように、この「職場のデ ザイン」という分科会を肯定的に継続すること に異議がでた。討論の結果、提案者(オランダ) の案でまとまった。

休憩の後、10時40分からセクター・ミーティ

#### 【セクター・ミーティング】

- ① 電子·電機産業
- 金属・鉄鋼・鋳造
- ③ 労働衛生に関する労働者
- ④ ヘルスケア・コミュニティケア
- ⑤ 建設
- ⑥ 化学
- ⑦ 炭鉱・電力
- 图 印刷
- ⑨ 陸上・鉄道・輸送
- ⑩ 教育
- 家内労働
- (12) 食品
- (3) 郵便·電話
- @ 商店・スーパー

ング(産別交流会)が開始された。私は安全セン ター関係者のセクターに参加した。この会議で は、各国の問題等についての情報交換が行なわ れた。共通して出ていたのは、ストレス、メン タルヘルスの問題であった。この会議にはラン ゲッジ・マシーンと言われるドイツの医師が参 加していて、フランス語、スペイン語、ドイツ 語を参加者の発言のたびに英訳していた。

2時から全体集会が行なわれ、ワークショップ の報告がまず行なわれた。若干の質疑の後、ア イルランドのフランク・バリーさんが全体のま とめと宣言の提案を行なった。時間があまりな かったこともあり、急いだ進行になっていたよ うだ。なお、途中でストライキ中の労組からの 訴えがあり、カンパ箱が回された。

4時半に会議は終了となった。この時点で帰国 する参加者もいたようである。

午後7時半から、前日申し込んでおいたアフリ カン・ディナーに参加した。サダカという黒人 労働者のセンターで行なわれた。ここはレスト ランとバーもやっており、また黒人労働者の「土 曜学校」の場所にもなっている。

翌7日、午前7時半から私は、工具で有名なス タンレーの工場を訪問した。ここでの報告は後 日に行なうこととしたい。

午後からは、キャッスル・カレッジでの昼食 会をかねた総括会議に出席した。このキャッス ル・カレッジには、TUCの教室が常設されて おり、トレーナーのナオミさんが案内してくれ た。ここで見聞きしたことは、労働安全衛生学 校にもたいへん役立つと思われることが結構あ った。安全健康教育に関する資料もたくさんも うらうことができた。これらもあらためて報告 したい。

その日はナオミさんのお宅に泊めていただい た。イギリスの労働者の平均的な住まいらしい が、百年以上経つ石造りの広い家であった。

8日には、AEEU (Amalgamated



European Work Hazards Conference Special Issue

## Working safely around Europe

European Year of Safety, Hyglene and Health Protection at this mean for workers? Mick Williams organiser of the Fourth European Work Hazarda Conference gives his view.

munity, 8000 workers die and 10 million are Injured by workplace accidents or disease every year, according to offi-cial statistics. Hundreds of thou-sands will also die of work-related diseases. The European Community is now the ma

The Single European Act di-The Single European Act di-texts that member states "\_ashall pay particular attention to en-couraging improvements, espe-cially in the working environ-ment, as regards the health and safety of workers, and shall set as their objectives the harmoni-asion of conditions in this area, white maintaining the improve-

There are grounds, though, to doubt whether the Directives introduced always deliver im-

Unfettered

"highest common denominator" approach, particularly if a lev-elling-up of standards means limitations on the Single Mar-

plate. Existing, hard won stan without the help of European laws.

### CONTENTS

- Spying on workforce Hazards In Europe
- Malaysia Circle of poison

page 5 pages 6-16 page 17 page 18

page 3

Welcome to Sheffield!

Sheffield Trade Union Safety Committee and the city's Oc-cupational Health Project welards Conference. This confer-ence will be the largest pan-Europe event of the Euro-Year to Involve trade union members

The first European Conference was held in Hamburg in 1987. Since then conference have been held in Strasbourg and Copenhagen, each year with increasing success. This year is conference has been or gant sed under the direction of a steering committee drawn from European returned to bettern permitted states.

risk groups, and the export of hazardous processes and job from one country to anothe



会議を伝える WORKERS HEALTH INTERNATIONAL NEWSLETTER

Engineerring and Electrical Union) の事務 所、Brian Thonpson & Partners という法律事 務所を訪問し懇談を行なった。また、ミックが シェフィールドの町を案内してくれた。産業博 物館や労働者の顔が一面に描かれた壁などを見 てまわり、夜はパブで組合員たちと交流した。 これらもあらためて詳しく話す機会がほしい。

最終日の9日、朝、ナオミさんの家からタクシ ーで駅に向かった。タクシーの運転手に「シェ フィールドはどうか」と聞かれ、「いいところだ」 と答えると、続けて「何日いたのか」と聞かれ た。「6日」と答えながら、そうか6日もいたのか と思わず納得。

正午にロンドンに着き、早速、ロンドン・ハ

ザーズセンターの事務所を訪れる。情報 交換と懇談の後、ヒースロー空港に向か った。いよいよイギリスともお別れであ る。思えばテムズ川もバッキンガムも見 なかったな、とツーリスト感覚が顔を出 した。

約20時間のロングフライトながら、代 表団は無事、10日午後9時頃大阪空港に帰 着したのであった。

かなりハードな日程で、たった2人の代 表団。しかも英語力が不十分という条件 の中での今回の会議への参加であった。 しかし、当初の目的の、①ヨーロッパの 安全健康の運動の今の流れを探る。②ヨ ーロッパでのILOトレーニングマニュ アルの評価。③安全と健康の教育につい て。④ヨーロッパの連絡先をつくる。⑤ イギリスの現場を見る。などは、ほぼ達 成したと言えるだろう。次回はイタリア での開催となるらしいが、チャンスがあ れば参加したいものである。

でも、買物の時間がヒースロー空港の 免税店での30分だけだったとはなあ…。

- ・労働者が労働者階級としての誇りを持ってい
- 会議に女性の参加者が多い。
- ・国際会議に子連れで参加している。
- オランダの英語がいちばんきれい。
- アイルランドとスコットランドの英語がほと んどわからなかった。でもイングランドの人 さえわからない。
- ・オランダは30人という大代表団。
- ・ヨーロッパの間は近い。距離も気持ちも。
- ECという感覚が何となくわかった。
- · welbeing がキーワード。
- ヨーロッパは違い。

## 環境医学研究センターの活動

能本●韓国などからも相談・交流

は、秋津レークタウンクリニッ もらいたいとの要請があった は血清も宝の持ち腐れになって ク内に環境医学研究センターを が、コメントを送るにとどめ、 併設している。8月22日に開かれ 証人については辞退した。 た第6回総会での報告から最近 ③韓国の「労働と健康研究会」 の活動を紹介する。

#### ①雲仙火山災害の影響調査

昨年7月、原田先生をはじめ医師 員のオーバーワークや被災者の 要性が実感された。

問題や自然保護問題に取り組ん ているか等について問い合わせ でいる団体・個人への助成を行 があった。全国安全センターか なうことを公表し、本年2月より その受給受付を開始した。安全 付した。 センターとして「雲仙火山災害 ④大日本スクリーン労組(京都) 全センター情報」92年2月号所 の影響調査」で応募したところ 認められ、すでに助成金100万円 が振り込まれている。この冬か れると皮膚から侵入し骨まで侵 ら来春にかけて調査におもむき 来年5月には調査結果を提出す る予定。

## の相談

中毒の補償を求めた訴訟を起こ 問い合わせがあった。また、訴 張)に行けとのことであり、この

## からの相談

熊本安全センターは、すでに ら、作業環境測定に関して、日 に違いなく、有効性はほとんど 本の労働者の権利と参加方法を なく、いわば「救急箱」にすぎ 5名と看護婦1名を含む医療調査 具体的に知りたい。それに関し ないことを指摘し、根本的な対 団を雲仙の火山被害に苦しむ長 て、労働者や労働組合が関与し 崎県島原地区に派遣。島原市職 ていく法的な権利はどの程度保 障されているか。また、環境測 心身両面にわたる健康調査の必 定後に問題点が発見された場 全労済では、全国各地で公害 根拠は、どのようなものになっ ら資料を取り寄せ同研究会へ送

## からの相談

金属腐食加工に使用され、ふ してしまうフッ酸(フッ化水素 ⑥講演、シンポ関係 酸の慣用語)の人体への汚染事 故が、事故に対応できない地域 15~1,000名、合計約7,350名、 ②オーストラリアの弁護士から での出張先で起こったという。

これに対して会社の対策は、 同国では、歯科技工士が水銀 フッ酸の人体への影響をある程 ニック(木村孝文院長)は、荒尾 度中和する薬品を詰め合わせた し、この弁護士が担当すること「フッ酸対策セット」なるものを になり、症状、診断についての 用意し、これをもって仕事(出

「対策セット」の有効性について の問い合わせが、7月16日に労組 からあった。

あたかも「毒蛇がいる地域に 血清さえ持たせればよし」とす る、血清への過度の信頼の危険 熊本県労働安全衛生センター 訟法廷での証人として来豪して 性、医療機関がない地域の場合 しまう危険性、たとえ医療機関 があっても、一般の医師ではフ ッ酸の場合は知見も経験もない のが普通であって、重大な危険 本年7月1日、上記の研究会か 性を内含する治療など拒否する 策をとるよう連絡した。

#### ⑤韓国の源進職業病対策協議会 との交流

同協議会の朴賢緒会長をはじ 合、その改善命令の権限や法的 めとする医師・患者4名が秋津 レークタウンクリニックを訪問 され、レーヨン工場のCS2(二 硫化炭素)中毒に関して意見交 換をしていかれた。(源進レーヨ ンの職業病問題については、「安 収、原田正純議長の「アジアの 職業病・公害を考える」を参照 のこと)

91年度1年間で37回(参加者は 詳細は略)。

なお、秋津レークタウンクリ 白鳩診療所院長として活躍され てきた山口秀樹医師を副院長と して迎え、環境医学研究センタ 一の事務局長的な役割も兼任し

ていただくとのことであり、ク の環境医学研究センターの活動 リニックの体制強化と同時に、 原田・山口氏を中心にした今後

も期待される。

(全国安全センター事務局)

## 解雇と偽装派遣まかりとおる

派遣ネット●今年も7か所で相談窓口開設

を設置して派遣ホットラインを 実施した。昨年の取り組み以降、 派遣労働をめぐる問題点がマスった。 コミ等で取り上げられ、労働省 もようやく「派遣労働に問題あ 全センター情報」91年11月号参 響がく 照)。また、スタッフの権利につ っきり いても、契約解除をめぐる解決 と現れ や社会保険加入、出産休暇等労 ている 基法上の権利保障等の面で改善 点にあ が進められた。その背景には、 スタッフによって構成される労 の当た 働組合支部が複数発足し、労働 組合としてスタッフの労働条件 心に、 改善に向けた交渉を持つように ホット なったこと、さらには、スタッ ライン フ個人が契約の主体としてふる の結果 まう流れが生まれ、賃金や休暇 に関し交渉によって改善させる してい ようになったことがあげられ くこと

本年の取り組みは、こうした う。 昨年以降の成果をふまえ、スタ ッフの社会的地位及び権利をさ のよう らに高めることに基本的狙いが に、今 あった。しかし、相談内容は、 より積極的なスタッフの権利主

本年6月1日から5日にかけて 張があるのではという予測を半 経済情勢を反映してかきわめて 深刻な問題を提起するものとな

#### ×

5日間に寄せられた相談は262 り」との認識に立ち、全国に相件と、昨年を70件も上回った。 談窓口を設置するに至った(「安 今年の特徴は、バブル崩壊の影

> る。そ りを中 を紹介 にしよ 別表

> > 年も

「解雇」

がらみの相談が88件とトップを 占めた。例えば、こんな感じだ。

●「3か月契約で勤めた。15人の 職場で3つの派遣会社からスタ ッフが来ているが、他は1550円 なのに、私の登録しているり社 だけが1320円。派遣先に苦情を 言ったところ、派遣先が派遣元 に文句を言い、その結果派遣先 から契約を切られた。派遣元の の5日間、全国7か所に相談窓口 ば裏切るような内容で、厳しい リ社は書面を出さず、苦情を言 ったその日に手書きの契約書を 1か月契約として送付してきた。 その後1か月の終了日直前にワ ープロ打ちの契約書が1か月契 約として送付されてきた。3か月 契約だったのだから2か月分を 補償してもらいたい。事前に契

1	解雇・社会保障	璋	88件	約34%
2	仕事の内容が	契約と違う	54件	約21%
3	賃金に不満がる	ある	51件	約19%
4	派遣先に問題さ	あり	42件	約16%
5	派遣元に不満		39件	約15%
6	社会・労働保障	険、税金	32件	約12%
7.	退職トラブル		24件	9 %
8	職安法・派遣活	法違反、偽装派遣	20件	7.6%
9	セクシャルハ	ラスメント、いじめ	18件	6.9%
10	事前面接		9件	3.4%
11	労災・職業病		8件	3 %
12	仕事を紹介して	てくれない	7件	2.7%
13	有給休暇につい	いて	7件	2.7%
14	外国人労働		5件	
15	その他30件 注	派遣法の問い合せ	10件	
		ピンハネがひどい	4件	
	j	正社員に変っていい方	5 4件	
		ダブルブッキング	3件	
		二重派遣	2件	
	i	試用期間	2件	
	;	経営者からの相談	2件	
	1	地方での相談先	2件	
	j	正社員からの苦情	1件	
	I	職場環境問題	1件	
(複	数訴因で分類)	福利厚生でたらめ	1件	

約書を出さず、まずいことが起 束だったが、2か月たった頃、契 こちらから契約途中で仕事を辞 アイリング)

- ●「外資系信託銀行で3か月更新 ない。」(秘書) もない』と言われた。」(一般事 た。」(プログラマー)
- ング)
- れない。」(データ入力)

わらず目立つ。さらに今年は、 処理とファイリング) バブル経済がはじけた不況の中 で、スタッフの仕事の確保がむ 受け入れ、自分の台所が苦しく ずかしくなっている。

●「社長秘書として外資系企業 先による安易な雇用調整弁とし に派遣された。よければ正社員で、派遣スタッフを振り回す。 という約束だったが、1か月した シワ寄せは派遣スタッフを直撃 はピンハネ7割(ひどい!)とい ところで他の正社員を秘書とし している。景気が後退する中、 て雇用。クリスマス休暇になるその傾向がくつきり出ている。 ので辞めてくれと言われ、契約 を打ち切られた。その後、別会 ない」という相談がらみで気に 間外手当てもつかない。」(デー 社に派遣された。6か月契約で、 なることもある。 ここでも正社員にするという約

こったら嘘をついて1か月の契 約を打ち切られた。派遣会社は めた。それ以降、仕事を紹介し 約書を作るのは許せない。」(フ 何も対処してくれないばかり てくれない。ブラックリストに か、以来派遣先を紹介してくれ 載せられているのではないか」

- だが、3年以上はいてくれと言わ ●「3週間契約なのに2日目でプ ラックリストなどないし、あっ れて働いていた。ところが派遣 ロジェクト取り止めのため、2週 てはならないことだが、次々と 先の上司が替わったら、『今週ー 間後で打ち切りとなる。別の会 寄せられる声には信憑性があ 杯で終わり』と言われた。自分 社では、派遣先のコンピュータ り、あながち無視できない。 に好感を持っていなかったよう がむずかしすぎてできず、3か月 だ。派遣元からは『どうしよう 契約が2か月で打ち切りとなっ のが、労働条件に不満あり!と
- ●「母親が事故にあったので休 遣された。事前面接で、長く勤 ●「登録時は、お茶汲みなどの みをとる。すると、代わりの人 められることを確認。55歳定年 雑務はないと説明を受けたの を入れてしまった。」(ファイリ まで働くことも確認した。登録 に、派遣先に行くとやってほし は派遣先で行なった。契約書は いと言われ、やらなければ変に ●「3か月契約だったが、派遣先 2か月で、その都度更新すること 思われる雰囲気がある。また、 から『人を替えてほしい』と言が前提だった。91年9月に更新 事前面接の結果、最初の約束と われ、1か月で契約打ち切りに。 し、92年3月までとなった。とこ は違う部署に派遣された。」(経 派遣元は1か月分の給料を補償 ろが2月に『正社員が来るので辞 理補助》 すると口約束したのに払ってく めてほしい』と派遣先課長から ●「銀行に派遣され、内部業務 言われた。レイアウト変更の計 「ロビー案内」外回りをやってい まったくもって勝手な都合ば 画書を見せられたところ、自分 る。書類届けということだった かり。正社員であればとても解の場所がなかった。そして、2月のに、実際は外回りのアシスタ 雇できないような理由で、安易 13日に、自己都合退職届けを派 ントもしている。自分がとった

「約束と違う仕事だったので、●「契約時と仕事内容が違う。

という声が多かったことだ。ブ

相談事例として次に多かった いうもの。仕事や待遇が約束と ●「ある損保会社に91年7月に派 違うといった相談が54件。

- う。正社員なみの仕事を要求さ 人が足りないときはどんどん れている。」(書類届け業務)

また、今年は賃金に関連する なるとさっさと首を切る。派遣 ものが目立つ。その内訳は、賃 金未払い、昇給がない、約束よ り低い…となっている。なかに ったケースもあった。

- ●「半年後には昇給するという また、「仕事を紹介してもらえ 約束なのに守ってくれない。時 夕処理)

時給40円アップを要求。担当者 は了承したが、後で『その件は 却下』と言われた。」(ワープロ)

一方、もう一つの特徴は、派 遣スタッフの側に権利意識が高 まりつつあることだ。昇給の交 渉をしたいというものから、「も がらみの相談が増えた。

たのだから、失業給付は会社都をしてしまった。 合の解雇とすべき。ところが自 己都合にさせられそうだ。おか 話せる同胞を探し、東京東部労 川労基署で現在、療養・休業補 しい。」(一般事務)

気になったもう一つの点は、 主に問い合わ 偽装派遣、職安法違反による労 せると、案の 働力活用のケースが目だって増 定、労災申請 えている点。本来は派遣法では しないで自費 認められないもの、有料職業紹 で入通院させ 介でなされなくてはならないも ていた。 のまでもが、派遣に流れてきて センターが いる。理由は、派遣ならピンハ 事業主・社会 ネ規制がないからと思われる。

例えば、製造現場に派遣され、 交渉して労災 賃金未払いにあったり、労災隠 申請の手続を しにあったり…前近代的な法違 とらせ、休業 反が続発している。

以上、駆け足で5日間の相談を 分も支払うこ 振り返ってみた。いやはや、そとで合意し、 れにしても課題は山積み。派遣 Kさんは8月 労働が大きな曲り角を迎えてい 半ばまで療養 るのは間違いなさそうだ。 ■・休業を継続

(派遣ユニオン・アリスの会の 鈴木京子さんの報告を転載させ 毎日リハビリ ていただきました。)

## 外国人労災の帰国後補償

東京・千葉●整備されない請求手続

極的な姿勢が伝わってくるもの で働いていた。ところが5月に葛 とを決意した。 も多かった。とりわけ、昨年ま 飾区柴又の建築現場の3階から では皆無に等しかった雇用保険 足を滑らせて転落し、幸い命に が、日本で被災し、療養半ばで は別状なかったものの、左前腕 帰国した外国人の労災補償の手 ●「派遣先の都合で解雇になっ を負傷し、両骨粉砕骨折の負傷 続をどうするのかまったく要領

> その後、上野公園で日本語を は、東京労基局管内で唯一、立 災職業病センターに相談。事業 償を海外送金している事例が1

保険労務士と 補償の上積み した。

Kさんは、 治療を続けて

イラン人男性(34歳) K さん いたが、祖国の家族が急病でど らえるはずの有給休暇がもらえ は、今年1月に短期滞在のビザで うしても帰国せざるをえなくな ない。交渉したい」といった積 来日し、東京葛飾区の建築会社 り、治療半ばでイランに帰るこ

> 向島労基署と交渉を持った を得なかった。2回目の交渉で

G AS  E-CTHLIBITISM  PACE OL MANCH  LE SS  TANIHALIMA	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 日 年	KOB C	PERSON AND PARTY OF PERSONS AND PERSONS AN	1. 104.	(の間		OWERS
TE-CLASSICAL BOX	成し 野原外道 物か46(加)		MANUAL AND		BACKOL, IL LAST CHAIN COMM.		
TE TIET B	即飛竹道 \$91-16(Tim)		TO PROPER TO THE CONTROL OF THE CONT				
	四年下 64.40	NA-10(Jm) (FIA SIM MIN SANTAN					
	PATE PARE		IS ATTAIN SECRETARISM	(1274 E		ALGZ UMIT	
	PI BE INTERNAL BEEL BEEL BEEL BEEL BEEL BEEL BEEL BE					BATS TIMES	
12. 9d HAURES BERR	후 FER'01 명 1970/ARCEL/R 19 의 수 명 1970/ARCEL/R 1970/ARCEL						
TREDITION TO	IN IN IN						
P IN	III III III III III III III III III II						
PA BE	MACHE MED FOR TH	u				12 MET	
PARTIES EXAL.	E-607 TIMES CT SCAROTHS TIMES SL. I TIMES OTHERS TIMES						
₹ ØB MIEEES							
NO STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN NAMED I	AND AND POLICE OF THE CONTROL POLICE OF THE						
DE BOWNER	BALL OL DEBLANDES		BATE:	Я	8		
その間 OTIVEZS	AND MAINTAINING THE REAL PROPERTY IN	6-W 1	Cryp.	TEL	not .	70	

伯労基署が独自で用意した請求用紙の英訳(療養補 償請求用紙のうち「療養の内容及び金額」の部分)

件あるだけとのことだった。立 川労基署の事例とは、神奈川労 災職業病センターが取り組んだ たちもよく知っている。

が提示した英訳の請求書類も、 当時神奈川労災職業病センター 側で作成したものだった。この 請求書は署で作成したものかと 質すと、担当官は素直に「署で 用意できるものが現時点でな く、立川労基署から取り寄せた もので、おそらく御承知のとお り支援団体の方々で作られたも のしかないのです」と、何とも 情けない答えしか返ってこなか った。

別のイラン人の労災の事例 は、千葉県の柏労基署が、療養 休業・障害の請求用紙をその フィリピン人の労災事件で、私 まま英訳文に直訳した見本を独 自で作成した。その努力は評価 挙げ句のはてに、向島労基署 すべきだが、これをイランに持 ち帰ってはたして通用するかど 要になっているのである。 うか、はなはだ疑わしい。

> 「不法就労があるから外国人 労働者の労災が起きる」などと 労働省は言っているが、現場で たいと思う。 生起する問題に行政自身が、ま

ったく無策でチグハグな対応し かできていない。帰国後の労災 補償もこれから増えていくこと と思われる。通訳の体制などと もに、帰国後の請求手続につい ても、労働省としての整備が必

Kさんは、8月末にイランに帰 国したが、センターも協力して、 帰国後の療養継続を進めていき

(東京東部労災職業病センター)

## 航空写真で被災現場を探す

大阪●外国人労働者の労災隠し

CERTIFICATE BY DOCTOR (1) 株式第7号(1) - 四世滅仮路付たる原型の貿易は求書への医師の証明

The patient's name		
Iddress	Constitution of the last of th	-
ate of birth '.	1000masel 6, 1900	C. 631~51
	PENETURE: WEIGHT TRANS INFESTI	
eriod of medical car	. 17 . 17 to a . 76	. ++
	many days did he/she actually vis lays	It the doctor?
30 1 1 1	stoodage of treatment. Scontinuation	1
Content of treatment	& charge	
Sorts of t	reatment, examination etc.	Charge(peso)
except the ordin	s first visit. Q 10 FS the visit Q 100 A.M. & Proceed ary consultation line during the office closed	
of these revisits, -after	the ordinary consultation time time 22:00 time time time time time	15
for emergency D	y consultation time > time  . hearwide The pace and time  tient's home(one vay)  - tient's home(one vay)	11
Medication administe	red including ointment, potion atc.	1 1 2
1 20	prescription Jor( )day  meter tracker / //  secretify to the secretify //  coa and PS //  property //  proper	42,177,10

Viere.	
	None
(1862	p-dreat-
times	
	4
· times	-1160.00
(ines	204,00
*****	24,00
	-
times	- \$ 8.00,00
tises	
times	Valor.
	None
(ines	
riner	nur
21	_
	FJ, 000 200
	'
days	
days	
_	j-4, == . ==
	300,00
	818,661,00
nen appl	icable.
	. M
	of Manila
	HOSPITA
	.,
uture	
	tines

立川労基署の事件で使っている英訳療養補償請求用紙(神奈川労災職業病センター作成)

写真を目の前にして首をひね るばかりのKさん。見ているの は、いま急ピッチで建設が進め られる関西国際空港島の全体 を、上空から写した航空写真だ。

Kさんは、去年の9月に韓国か ら短期滞在ビザで来日し、土木 作業などに従事している出稼労 働者。5月半ばから、ある親方の 下で関西国際空港の工事現場で 働くことになった。ところが、 しばらく経った26日の昼食休憩 後、現場に行こうと梯子を降り るとき、足をかけたパイプが外 れて転落し、左足首を骨折して しまった。当初は親方が補償を してくれるということだった が、1か月たっても治療費すらも らえず、全部自分で負担すると いう状態が続いていた。

ンターで相談を受けたときは、 で歩くという状態だった。労災 110

った漢字を覚えていないか」へ 人の同僚と大阪市内へ帰り、近 ルメットについていたマークは ?」「どんなところの工事だった 紹介され受診したのだった。 ?」と言っても、わかったのは、 Yという一次下請会社の名前ら しきものだけだった。しかたが ないので、休業補償給付請求書 を病院で作ってもらい、空港島 を所轄する岸和田労基署へ。

手がかりがほとんどないた は思うにまかせず、親方も見舞 め、それでは、航空写真で「働 いていたのはどのへんだったか ?」ということになったわけで ある。現在、関西空港での工事 になく、最終的には島にわたり、

のではということになった。

Kさんのやっていた仕事は、

りというもので、日当は17,000 円。親方のHに連れられ、鉄筋 作業員)として、空港島の現場に たのだった。 7月はじめ、関西労働者安全セ 入っていたのだった。ケガをし た後、仕事にならなかったため 親方らとともに陸にあがり、Y 保険の補償給付請求をしように 社の車で駅まで連れて行っても も、直接雇っていた親方に全く らった。親方は、駅で待ち合わ 協力の意志がないらしい。Kさ せて一緒に帰り、その後の対処 ら、元請会社の名前もわからなが、言葉の通じないKさんにそ落着となったのである。 のことは十分に通じていなかっ 「何か現場の看板に書いてあ た。結局、Kさんは、同じ韓国 所の親切な在日韓国人に病院を

> 当初、親方もKさんもそれほ ど治療が長引くとは思わなかっ たから、家まで毎日来るなら日 当分を補償するということで話 がついていた。ところが、松葉

にこないという状態が続き、話 はこじれてきたというわけだ。

元請不明のまま1週間が過ぎ、 労基署が親方の電話番号に電話 の数、つまり労働保険が成立し してもシラを切る状態が続い ている事業数は百を超えてい た。その当時一緒に働いていた る。その中のどこでの労災なの 同僚の韓国人労働者を捜し当 か。発注主である空港会社に手て、会社名を覚えていないか聞 がかりはないかと問い合わせていてみることにした。その同僚 も、Kさんの名前はデータの中 も一次下請の会社名は覚えてい るが、どうしてもそれ以上は思 どこだったか見て回るしかない い出せない。もう直接行って確 かめるしかないかと話し合って いたところ、もう一人一緒にい 鉄筋を運んだり、ネジを絞めた たという別の労働者と電話で連 絡がとれた。その労働者は、現 場でもらったタオルに書かれて 専門の会社Yの手元(補助的な た元請会社の名前Tを覚えてい

翌日、直ちに建設大手である T社の大阪支店の担当課に電話 方足をギブスで固定して松葉杖 待機し、仕事が終了した夕方に 連絡したところ、その日のうち にKさんの労災事故発生が確認 された。そして3日後には、一次 下請Y社の労務課長と親方Hが センターを訪れ、労災補償請求 んは日本語が全くできないか を考えるつもりのようであった 手続をとることを約束し、一件

> この結果に行き着くまでに、 親方のHの口からやり取りの中 で様々な言葉が出てきた。「忙し い中で、何とかええようにと思 っているのに、勝手な行動でダ メになった」。Kさんは日本語を 話せない。病院へ行くのも親切 な近所の在日韓国人の世話にな っている。そのままにしている Hこそ勝手なものだ。また、こ 杖で身動きがとりにくいKさん うも言った。「話を聞いて、金を

るのは、この業界の下請構造と ければならない問題だ。

建設業界は災害多発職場であ

くれたらKを黙らせてやるとい ることから、近頃は表向きには う奴がいたけれど断ったんや」。かなりの対策がとられているよ とんでもない話だ。資格外就労 うに見える。しかし、現実には 者で弱い立場の労働者を黙らせ Kさんの実例のように、相変わ らずの労災隠しが横行している いう特徴からくる最も排除しな であろうことが垣間見えるので ある。

(関西労働者安全センター)

## 脳死・臓器移植を問う

京都●連絡会議結成1周年で学習会



多数意見と小 なレベルで見ること。 れば半々と考 ろう。

小数意見の中 で共通してい る等々。 るのは、脳死

を人の死と認めようじゃないか 旗揚げをして丸1年目の7月3日、 ということ。脳死を人の死、要 取り組みの一つである安全衛生 するに死んだとみなすことは医 有料化を検討し出したこと。社 学的に正しいということが第一 れがもうすでに国民一般の合意 どの参加者の中学習会を行ない いうことを書いている。

これはきわめて作為的であ こと。 り、脳死臨調の答申が出た後の ① 脳死臨調最終答申の内容と 朝日新聞では、認めないという 問題点一今年の1月22日に脳死 人が41%もあり、実際に認める 臨調(内閣の諮問機関)から最終 という人の中にも慎重な立場の 人がいて、これから脳死の人を

臓器移植に使おうということに なれば、70%の人が踏み切るに は早いんじゃないかという結果 が出ている。

第2の問題は、生命という価値 を二つに分けているというこ と。脳死は、死んでもいい生命 価値。それから臓器を受けて助 かる人は、助けるだけの価値の あるとしている。

第3の問題は、脳死は結果的に 臓器移植に結びつくが、本人の 意志がなくとも家族の同意でで きるとしていること。

第4の問題として、小数意見の 数意見に分か 中に一種の赤狩りみたいな思想 れている。し 的な攻撃の要素を持ったドナー かし、国民的 カードを作ろうという意見があ

第5の問題として、臓器不足を えてもいいだ 予想して、東南アジア各国や南 米から臓器を輸入するための協 多数意見と 力関係作りとしての国際的なネ ットワークを作ろうといってい

② 最終答申後の脳死・臓器移 植をめぐる動きーーつは、厚生 省の研究班が延命処置に関して 会的にあまり生きる価値がない の前提としてある。そして、こにもかかわらず、本人もしくは 家族が生かしてほしいと考える を受けていて、納得していると 人に対して、医療費の無駄遣い として個人負担にしようという

> 日本法医学会総会では、社会 的にもたらされた死亡事故の場 合、事故とか犯罪の被害者にな った人について脳死段階でも臓 器摘出は可能であると正式見解

を出している。原因が何ら解明 されないまま臓器が摘出される 可能性があるにもかかわらず。

生命倫理議員連盟が、臓器摘出 に関して本人の意志が不明な場 合は、家族が承諾をすれば摘出 してもいいとしている。さらに、 臓器の提供の斡旋業という言葉 くることを踏まえる必要があ (京都労働安全衛生連絡会議 まで使っている。

③ 日本の脳死・臓器移植はど うなるか一不足する臓器への対 策として、当然ながら脳死への 適応拡大が出てくるであろう し、数少ない臓器が貴重な価値 を持ち、臓器売買が行なわれる であろう。

④ 「開発途上国」、東南アジア た、8月5日か 諸国での臓器摘出の実態一スリ ランカでは、貧しいがゆえに子 て、南大阪・ 供たちがヨーロッパ各国に売ら 尼崎労働フィ れ、その子供たちは12歳になっ ールド合宿が たときほとんどが腎臓を摘出さ れている。あるいは、旅行にき た男性がスリランカの女性とセ ックスをして生まれた子供を里 親としてヨーロッパ各国に出し ているという実態がある。

るのは日本の患者家族である。

から政治犯まで含まれている。 等々が話されました。

最後に豊田代表よりまとめと

別の構造というものが人間の命 れた土壌と脳死=臓器移植が生 にまでも拡大されてきつつある 時代にある」ということを受け それから、国会内の超党派の とめ、臓器提供をするその対象 労働の尊厳を守る・人間の尊厳 者は労働者を中心とした人々で あり、身体障害者の方々を含め たいわゆる下層・基層労働者の た同じであると結んで集会を終 中からドナーの対象者が増えてえました。 る。さらには、PKO法の生ま

まれようとする土壌は同じ土壌 であると。労災・職業病闘争が、 を守る闘いであるように、この 脳死=臓器移植反対の闘いもま

山岸康男)

## 学生と労働組合の交流

南大阪・尼崎●労働フィールド合宿

今年もま ら8日にかけ 開催された。 これは、「①労 働災害・職業 病を、その発 生する労働現 場で学ぶ。②

フィリピンでは、囚人たちが 労働運動に学ぶ。③大学の枠を 斡旋業者の働きかけで、罪の贖越えて、学生同士交流する。」を 罪の意味をこめて腎臓を売って 主な目的とし、医学生が中心と 残された家族の生活の糧にして なって企画し、受け入れに当た 動。配送トラックに1日同乗し いるとか。そこに買いに来ていっては労働組合など多くの方々 の協力により実施されている。 台湾では、死刑囚から臓器を 内容は、職場見学、体験労働、 とっている。その中には窃盗犯 労働者との交流などで、今年の 日程は別掲の表のとおり。

との交流。安全センターの設立 して、脳死・臓器移植問題は「差の経緯や現在にいたる労災職業



病闘争、最近の外国人労働者問 題にまで話は及んだ。

6、7日は、2班に分かれての行 て、60kgの米袋も担ぐ米穀運送 での体験労働など、ほぼ例年ど おりのメニュー。

最終日の午後は、12月開院を めざす菜の花診療所設立準備会 初日は、安全センター事務局 メンバーとの交流会。診療所を どのような場として作っていき たいかという話に始まり、建設

答申が出された。この答申は、

京都労働安全衛生連絡会議が

講座の第2回目「脳死・臓器移植

を問う」を高槻市のうえだ下田

部病院の山口研一郎医師(脳外

科)を講師にお迎えして80名ほ

ました。当日の先生の話を要約

して報告にかえます。

92年南大阪・尼崎労働フィールド合宿日程

	1 班	2 班		
5日		テーション - 交流と学習		
6日	・阪神医療生協 中国医学研究所 特養ホーム園田苑	・金属機械港合同 大阪亜鉛 矢賀製作所 田中機械		
7日	· 全港湾大阪支部 大正埠頭分会	• 全港湾大阪支部		
	・松浦診療所スタ	タッフとの交流会		
8日	<ul><li>・菜の花診療所設立準備会との交流会</li></ul>			

所医師、地域とつながる労働組 が、「職業病としてじん肺くらい 労災職業病を現場で知るという 合運動、メンバー各々の経験談 なら教科書にも出てくるけど この合宿での柱に加え、時代状 などに、学生からも「診療所を …」という医学生にとって、労 況に照応したこれまでにない試 鍵にした地域のネットワーク作 働現場でどのように労働者の健 みも取り入れながら、創意工夫 は盛り上がった。その後、生野 ィールド合宿の意義は少なくな 待される。(写真は安全センター

予定地・生野地域の他科の診療 を指摘する手厳しい意見もある 数少ない貴重な機会でもある。 りをどのように考えているのか 康が脅かされているのかを実際 あふれる豊かな取り組みとし ?」といった質問もあり、議論 に見ることのできるこの労働フ て、次回も開催されることが期 を実際に散策し、飲み屋に場所 いのではないか。以前に比べる での交流風景) を移しての交流会で全日程を締 と、近年学生の参加者が少なく

めくくっ なっているものの、劣悪な労働 条件に置かれている外国人労働 このフィ 者と実際に交流したいという学 ールド合宿 生の意欲的な意見や、これに対 は、安全セ し「このフィールド合宿での訪 ンターや受 問先は労組が改善をかちとって け入れ労組 きた職場環境であり、そうでな にとって い未組織の中小零細の事業所へ は、毎年恒 行くべき」とユニオンのメンバ 例の企画と 一が指摘するなど、今後に生か なってお したい点も多い。安全センター り、内容の を含めた受け入れ側にとって マンネリ化 も、学生の問題意識と触れ合う

(関西労働者安全センター)

### 全国安全センター賛助会員、定期購読のご案内

会員によって構成されます。贊助会員は、個人・ 団体を問わず、毎月「安全センター情報」をお届け するほか、各種出版物・資料等の無料または割引 提供や労働安全衛生学校などの諸活動に参加でき ます。全国安全センターの活動の趣旨に御賛同い ただき、ぜひ賛助会員として入会してください。

替助会費は年度会費で、1口1万円で1口以上(可

能な限り 3口を希望します が、1口から受け付けます)。 入会申込書に会費を添えて (後記口座を御利用下さい) お申し込み下さい。

「安全センター情報」の購

全国安全センターは、地域センター会員と賛助 読をしたいという方々には、購読会費制度を用意 しました。こちらも年度単位で、年額は部数によ り別表のとおりとなっています。申し込みは、賛 助会員入会申込書を御利用いただき、備考欄に「定 期購読希望」とお書きください。

> 銀行口座●東京労働金庫田町支店〔(普)7535803〕 郵便振替口座●東京都高輪郵便局〔東京5-545940〕

1部	年額 10,000円 (含送料)	6部	年額 45,000円(含送料)
2部	年額 19,000円 (含送料)	7部	年額 49,000円(含送料)
3部	年額 27,000円(含送料)	8部	年額 52,000円(含送料)
4部	年額 34,000円 (含送料)	9部	年額 54,000円(含送料)
5部	年額 40,000円(含送料)	10部以上	1部につき年額6,000円

#### 38 安全センター情報92年10月号

### 全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M·Kビル 3階 TEL (03) 5232-0182 / FAX (03) 5232-0183

北海道●社団法人北海道労働災害・職業病研究対策センター

004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL(011)883-0330/FAX(011)883-7261 東 京●東京東部労災職業病センター

136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766

東京●三多摩労災職業病センター

185 国分寺市南町2-6-7 丸山今館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024

神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター

230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948

新 潟●財団法人新潟県安全衛生センター

951 新潟市古町通4番町643 古町ツインタワーハイツ2F TEL(025)228-2127/FAX(025)222-3738

静 岡●清水地区労働安全センター

424 清水市小芝町2-8 清水地区労気付 TEL(0543)66-6888/FAX(0543)66-6889

京 都●労災福祉センター

601 京都市南区西九条島町 3 TEL(075)691-9981/FAX(075)672-6467

京都●京都労働安全衛生連絡会議

601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル 3階 TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145

大 阪●関西労働者安全センター

550 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル4階 TEL(06) 538-0148/FAX(06) 541-2712

兵 庫●尼崎労働者安全衛生センター

660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL(06) 488-3855/FAX(06) 488-8247

兵 庫●関西労災職業病研究会

660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL(06) 488-3855/FAX(06) 488-8247

広 島●広島県労働安全衛生センター

732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4110

愛 媛●愛媛労働災害職業病対策会議

792 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897)34-0209/FAX(0897)37-1467

高 知●財団法人高知県労働安全衛生センター

780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928

態本●熊本県労働安全衛生センター

861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック内 TEL(096)360-1991/FAX(096)368-6117

大 分●社団法人大分県勤労者安全衛生センター

870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL(0975)37-7991/FAX(0975)38-1669

宮 崎●旧松尾鉱山被害者の会

883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404

自治体●自治体労働安全衛生研究会

102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)5210-7423

(オブザーバー)

福 島●福島県労働安全衛生センター

960 福島市船場町1-5 TEL(0245) 23-3586/FAX(0245) 23-3587

山 □●山口県安全センター

754 吉敷郡小郡町明治東 小郡労働会館内 TEL(08397)2-3373